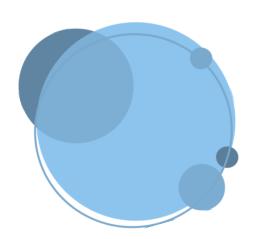
ふれあい、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが

福祉つるがぬくもりプラン

【第4期敦賀市地域福祉計画】



令和2年3月 敦 賀 市 現在、我が国は、人口減少社会の到来や、核家族化の進行、単身世帯の増加などの社会構造の変化に伴って、家庭や地域における支え合いの基盤が弱くなってきています。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった福祉 の各制度の狭間に陥ってしまい、困難を抱えている人も増 えてきています。

そのような現状を踏まえ、従来のように支え手側と受け 手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持って、一人ひ とりの暮らしと生きがいと地域を共につくっていく「地域



共生社会」を実現することによって、少子高齢・人口減少社会を乗り越えていこうとする考え方が、今後の福祉改革の基本的な考え方と位置づけられ、国を挙げて取組が進められているところです。

本市では、平成27年に「福祉つるが ぬくもりプラン (第3期敦賀市地域福祉計画)」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。このたび、5年間の計画期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対応するため、アンケート調査等を行い、多くの方々の御意見等をいただきながら、「第4期敦賀市地域福祉計画」を策定いたしました。

これからの地域社会は、子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができ、幸せを実感できるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、様々な生活課題について、個人や家族が自ら解決すること(自助)、また、地域やボランティア等による支え合い活動(共助・互助)、そして、行政による支援(公助)の連携がますます重要となります。その実現に向けて、前計画の「ふれあい 支え合い 共にいきる ぬくもりのあるまち つるが」の基本理念を引き継ぎつつ、新しい計画に基づいて、市民の皆様の「ふだんの くらしの しあわせ」を守り、誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、地域福祉を積極的に推進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に審議いただきました敦賀市地域福祉計画策定委員会、そして、各関係機関及び関係団体の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

敦賀市長 渕上 隆信

目 次

第	1章	計画	画の策定	こあた	って						. 1
	1	計画策定	官の趣旨と?	肾景							1
	2		立置付け								
	3		期間								
	4		策定体制								
	5 6		能進体制 管理と評価								
	O	口凹マンド		• • • • • • • •		• • • • • • •		• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	'
第	2章	敦賀	買市の地域	或福祉	を取り	巻く現	見状				. 8
	1	統計デー	ータからみり	うれる現れ	状						8
	2	敦賀市均	也域福祉アン	ンケート	調査の主	な結果					. 12
	3	アンケー	ート結果等を	からみえ	る課題.						. 16
第	3 章	t 計画	画の基本に	的な考	え方						19
	1	計画の非	基本理念								10
	2		基本目標								
	3		本系								
第	4 章	i 施領	気の展開.								22
-1-	-	、目標 1	地域福祉								
		、日/宗 I に目標 2	地域全体								
			安全・安								
参	考資	【料									53
	関連	基事業一 賢	些 1								. 54
			届祉計画策 第								
			届祉計画策 第								
	田哥	語明									. 90



計画の策定にあたって

∥1 計画策定の趣旨と背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核 家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の 孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐 待等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えた中で、本市においては、高齢化が急激に進行しており、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

平成28 (2016) 年度に、厚生労働省に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

その一環として、平成29(2017)年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、平

成30(2018)年4月から施行されました。

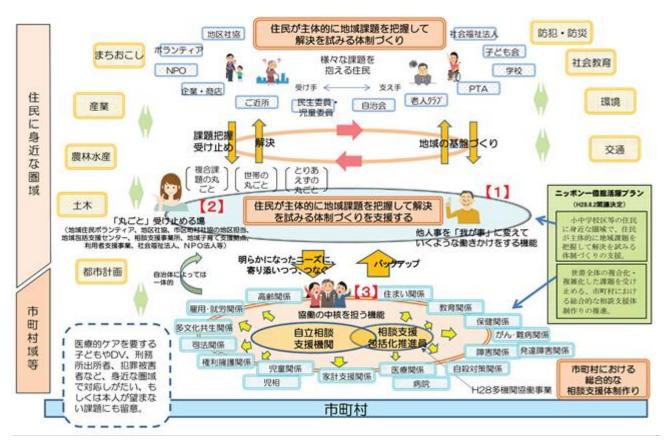
この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、 その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのため、 市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくこと になり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域 福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

本市では、平成27年3月策定の「福祉つるが ぬくもりプラン(第3期敦賀市地域福祉計画)」において、「ふれ合い、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち」を目指し、取組を進めてきました。

このたび、第3期計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第4期敦賀市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

この計画は、誰もが地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、本市に住む全ての皆さんの「ふ(だんの)」「く(らしの)」「し(あわせ)」を守るために策定しました。この計画に基づいて、市民みんなで将来を見据えながら、「誰もが住みたくなるまち敦賀」の実現のため、皆さんと一緒に取組んでいきます。

【地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ】

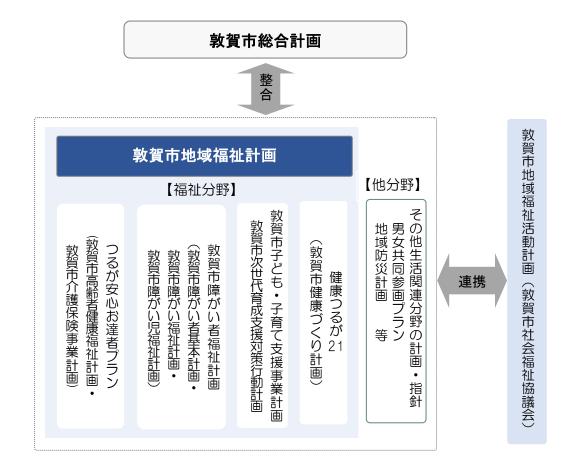


||2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、第6次敦賀市総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、「つるが安心お達者プラン(敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画)」、「敦賀市障がい者福祉計画(敦賀市障がい者基本計画・敦賀市障がい福祉計画・敦賀市障がい児福祉計画)」、「敦賀市子ども・子育て支援事業計画・敦賀市次世代育成支援対策行動計画」、「健康つるが21(敦賀市健康づくり計画)」等の分野別計画との連携・整合性を図る計画となります。

さらに防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連 がある分野との連携も図ります。



||3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

||4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、市内在住の18歳以上の市民を対象とした「敦賀市地域福祉アンケート調査」を実施するとともに、市内在住の中学3年生から高校3年生までの若年層と、市内の関係団体に対しヒアリング等調査を行いました。また、計画の原案に対しては、パブリックコメントを実施し、市のホームページや各地区への回覧等により市民の皆様から意見を募集しました。

上記のアンケート調査やパブリックコメントの結果を基に、幅広い分野の関係者を 委員とする「敦賀市地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

【敦賀市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査の配布数と回収率】

	対	象		配布数	回収数	回収率
住			民	1,991 通(※1)	690 通	34.65%
関	係	J	体	60 通	36 通	60.00%
若	若 年		者	120 通	31 通	25.83%

※1: 当初2,000通送付したが、9件返戻あり

【市民意見公募(パブリックコメント)の実施結果】

名称	件数
第4期敦賀市地域福祉計画(原案)に対する	5件
パブリックコメント(市民意見公募)	51+

■5 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させるため、市民の身近な地域で、市民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、市民、行政、関係機関の協働した取組が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していく ためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体、関係機関、事業者 が地域福祉の重要な担い手となる必要があります。

計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが重要となります。

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援が重要です。自治会等の地縁組織への加入を促進することで、その地域で暮らす市民の積極的な参画を図るとともに、民生委員児童委員をはじめとする各種団体等とも連携を強め、地域全体が一体となって、地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに市としても積極的な支援を行います。

(1) 行政の役割

これまで市が中心となって取組んできた福祉サービスの提供は、今後も、実態やニーズに即して着実に推進することが求められます。

また、今後の地域福祉の円滑な推進には、市民、事業者、地域団体、ボランティアグループ、NPO等による主体的、積極的な取組が重視されます。

市民等が主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域づくり・まちづくりをはじめとする多様な参加機会や情報の提供をはじめ、必要な支援を行います。

さらに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取組み、これからの地域福祉 の担い手である関係者とのネットワークの構築を図ります。

(2) 市民、ボランティア、NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。 自ら暮らす地域への関心を持ち、地域で起こっている様々な問題を解決していくため の方策を自ら考え、話し合うとともに、日常的に地域の行事や、福祉活動に参加する ことが求められています。

ボランティアや NPO は、それぞれが連携しながら、活動内容の充実とサービスの 多様化を図り、複雑化する福祉需要に対応することが求められています。

(3) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、地域住民の身近な存在として、地域の見守りを行うとともに、 地域住民が抱える課題の相談窓口や、問題解決に向けた各種専門職との連携など、地 域の人々が自立して暮らすための取組を行っていることから、地域福祉の担い手とし ての役割が期待されています。

(4) 社会福祉協議会の役割 _____

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられています。

計画推進において、地域福祉の中核を担う存在である社会福祉協議会が中心となり、 地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、社会福祉関係団体の先導役、市民や関係 団体・関係機関と行政との間の調整役を担うことが求められています。

また、地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画の推進を図ることが期待されています。

(5) 社会福祉事業者の役割

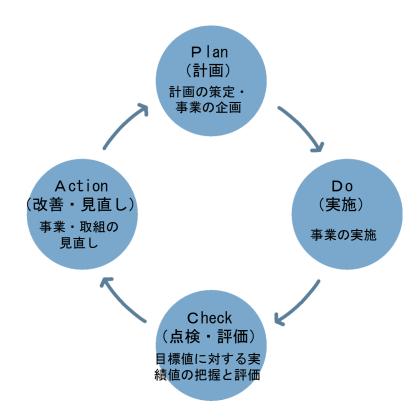
社会福祉事業者は、福祉サービス等の提供者として、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

(6)企業の役割

企業の立場では、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。具体的には、就業機会の拡充のほか、地域でのボランティア活動等への取組や、企業の所有する資産、技術、人材等を地域社会に還元することなどが求められます。

∥6 計画の管理と評価

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取組みます。





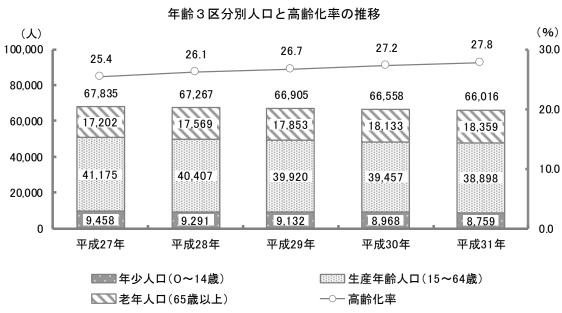
敦賀市の地域福祉を取り巻く現状

┃1 統計データからみられる現状

(1)人口・世帯の状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

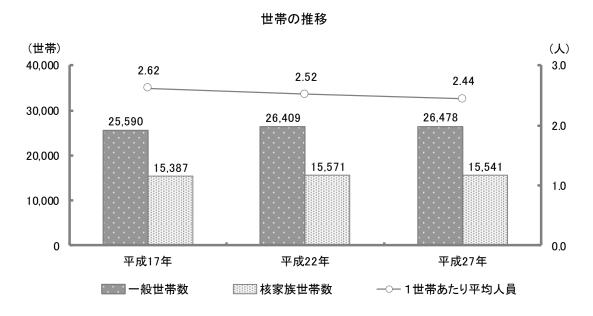
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で66,016人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加し、平成31年の高齢化率は27.8%となっています。



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

② 世帯の推移

核家族世帯数は増減を繰り返しており、平成27年で15,541世帯となっています。 また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年で2.44人となっていま す。

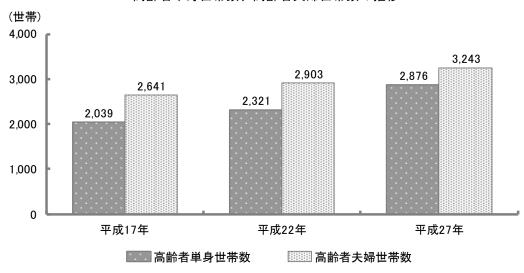


資料:国勢調査

(2) 高齢者の状況

① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.4倍の2,876世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.2倍の3,243世帯となっています。

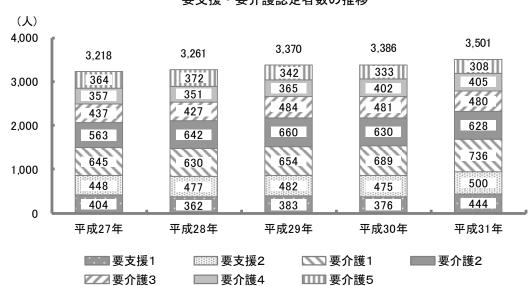


高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

資料:国勢調査

② 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、平成27年と比較して、平成31年は1.1倍の3,501人となっています。

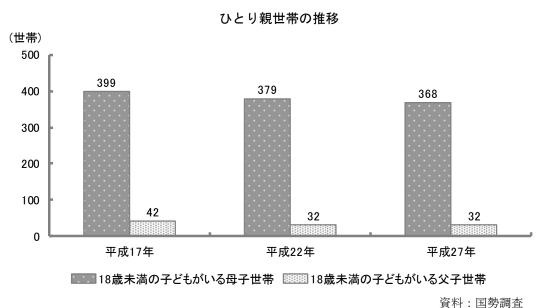


要支援・要介護認定者数の推移

資料:介護保険事業状況報告(各年1月末日現在)

(3)ひとり親家庭の状況

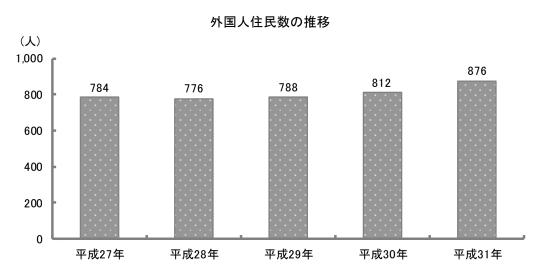
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々減少しており、平成27年で368世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年から横ばいで推移しており、平成27年で32世帯となっています。



貝们,四分侧且

(4) 外国人の状況

外国人住民数は増加傾向にあり、平成31年で876人となっています。

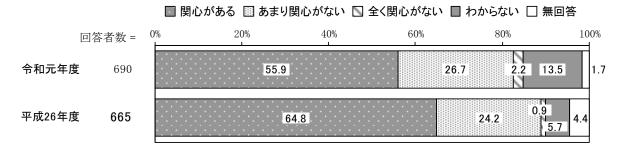


資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

∥2 敦賀市地域福祉アンケート調査の主な結果

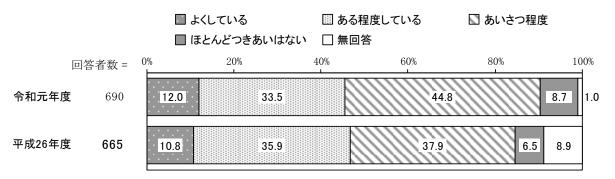
○ 福祉への関心度について

「関心がある」の割合が55.9%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が26.7%、「わからない」の割合が13.5%となっています。



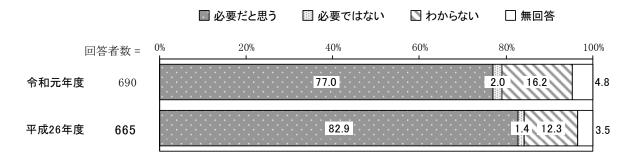
○ 近所との交流について

「あいさつ程度」の割合が44.8%と最も高く、次いで「ある程度している」の割合が33.5%、「よくしている」の割合が12.0%となっています。



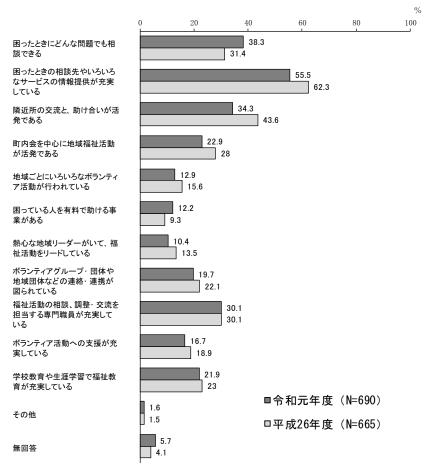
○ 福祉活動に地域での支え合いが必要だと思うかについて

「必要だと思う」の割合が77.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が16.2%となっています。



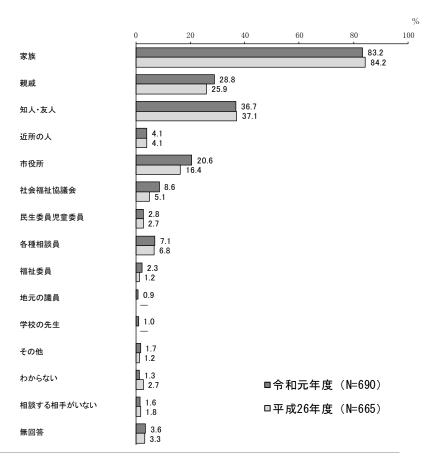
○ 困ったときに助け合えるまち(地域)について

「困ったときの相談先やいろいろなサービスの情報 提供が充実している」の割合が55.5%と最も高く、次いで「困ったときにどんな問題でも相談できる」の割合が38.3%、「隣近所の交流と、助け合いが活発である」の割合が34.3%となっています。



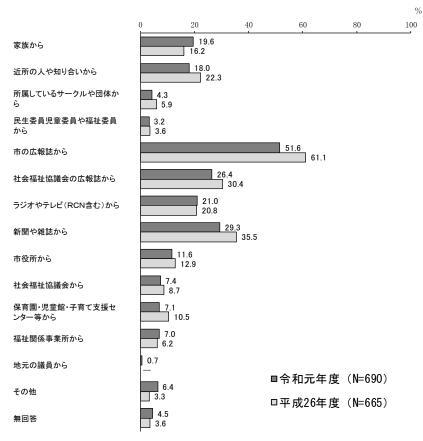
○ 生活上困ったことがあった場合の相談相手について

「家族」の割合が83.2%と 最も高く、次いで「知人・友 人」の割合が36.7%、「親戚」 の割合が28.8%となってい ます。



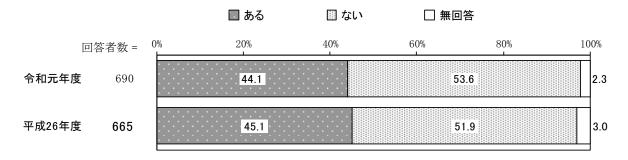
○ 福祉に関する情報や知識の入手手段について

「市の広報誌から」の割合が51.6%と最も高く、次いで「新聞や雑誌から」の割合が29.3%、「社会福祉協議会の広報誌から」の割合が26.4%となっています。



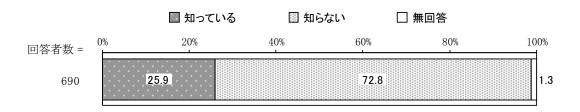
〇 ボランティア活動の参加状況について

「ある」の割合が44.1%、「ない」の割合が53.6%となっています。



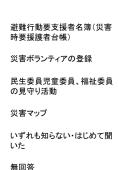
〇 地区の担当民生委員児童委員の認知状況について

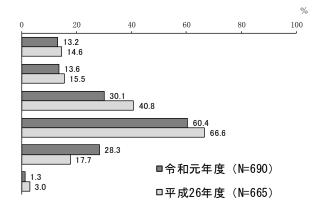
「知っている」の割合が25.9%、「知らない」の割合が72.8%となっています。



○ 災害時の支援について知っているものについて

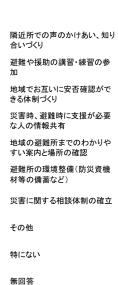
「災害マップ」の割合が60.4%と最も高く、次いで「民生委員児童委員、福祉委員の見守り活動」の割合が30.1%、「いずれも知らない・はじめて聞いた」の割合が28.3%となっています。

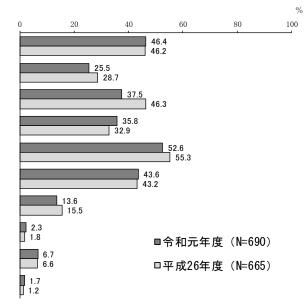




○ 地域で日頃から取組んでおくことが重要だと思うことについて

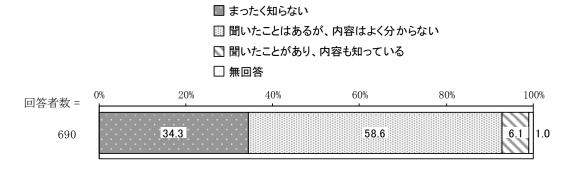
「地域の避難所までのわかりやすい案内と場所の確認」の割合が52.6%と最も高く、次いで「隣近所での声のかけあい、知り合いづくり」の割合が46.4%、「避難所の環境整備(防災資機材等の備蓄など)」の割合が43.6%となっています。





〇 生活困窮者自立支援制度の認知状況について

「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」の割合が58.6%と最も高く、次いで「まったく知らない」の割合が34.3%となっています。



∥3 アンケート結果等からみえる課題

ここでは、第3期計画策定以降の地域福祉に関する課題を、国・県の動向やアンケート調査結果などから整理し、第4期計画で解決していくための課題整理を行います。 課題を整理するにあたり、第3期計画の基本目標ごとに整理しました。

基本目標1 ふれ合いでつくる ぬくもりのまち 「

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

アンケート調査結果では、困ったときに助け合えるまち(地域)について、「困ったときの相談先やいろいろなサービスの情報提供が充実している」、「困ったときにどんな問題でも相談できる」、「隣近所の交流と、助け合いが活発である」と、相談や交流といった意見が多くあげられています。

福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。また、活動の場所・拠点の不足がアンケート調査結果でも挙げられていることから、福祉センターや公民館を拠点とし、福祉教育の活動を広げていくことが必要です。

また、高齢者のみ世帯、障がい者、ひとり親、生活困窮者など支援が必要な人々が 増加しています。支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決で きない問題を抱える人も増えてきています。

今後、複雑化・多様化する福祉課題に対応するため施策分野ごとの相談支援機関等 と行政機関、雇用、住まい等、保健福祉部局以外の行政機関内の関係課、社会福祉協 議会や地域福祉活動団体が問題を共有し連携して支援を行うことが重要です。

地域福祉の課題は多岐にわたるため、市としては、市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。

庁内の関係各課が連携強化を図り、地域の課題を「我が事」として捉えられるよう 意識できる地域づくり、様々な相談の場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制 づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していく必要があります。 アンケート調査結果では、生活上困ったことがあった場合の相談相手について、「いる」人が多かったですが、複雑な相談内容については、円滑に必要な専門機関へつなげられていない場合もあると考えられることから、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。

また、アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことがない人は5割を超え、増加しているものの、友人・知人からの勧誘によってボランティア活動へ参加することも多いことから、多様なボランティア活動についての情報提供と参加支援、また、すでに活動している仲間からの勧誘が必要です。ボランティアはこれからの人口減少社会において、福祉分野における重要な支え手となりえるので、次世代の担い手・後継者を育てる意味からも、特に若年世代、中学・高校生にもっと福祉分野のボランティアに参加してもらうことが必要です。

また、地域の支え合いの体制づくりを進める上で、自治会等、住んでいる地域でのつながりによって活動している地縁型とNPO法人やボランティアなど、子育てや環境保全等の特定のテーマでのつながりによって活動している目的型との交流や連携の場づくりが必要です。

さらに、現在地域で行われている様々な活動が継続され、活動の輪が広がるよう、 後継者を育て、次世代の担い手に活動を継承していくための仕組みづくりが重要とな ります。

基本目標3 共にいきる ぬくもりのまち _

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、今後、地域での防災訓練等において、高齢者や障がい者、乳幼児、新しい住民なども「丸ごと」含めて、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、災害発生時の避難の助け合いの体制の確認や、日中在宅している人の把握、避難所での協力体制の確認など、誰もが安全に安心して生活のできる地域づくりが必要です。

また、生活上困ったことがあった場合の相談相手について、「相談する相手がいない」 と答えた人も一定数存在することから、認知度がかなり低い生活困窮者自立支援制度 の周知を図り、利用を促進していくことが必要です。 高齢や障がいにより判断能力が低下すると、金銭の管理ができなくなったり、介護サービス利用時や入院時の手続きができなくなったり、詐欺などの犯罪に巻き込まれたりするなど、生活上の困難が多く発生します。そういった人々の権利や財産を守るために、成年後見制度の利用を推進し、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが必要です。

地域共生社会を実現するために、性別や出身、世代間格差、職業の格差、障がいの 有無、貧富の差、居住歴の長短など様々な関係、区別、格差、垣根を越えて、「他人の 事」も「自分の事」と考えられる地域づくりが必要です。



計画の基本的な考え方

||1 計画の基本理念

市では、「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」を目指すべき将来都市像として、平成24年3月に策定された「第6次 敦賀市総合計画」に基づき、各種施策・事業を総合的に推進しています。

後期基本計画では、基本構想の一つの柱である「ぬくもりと豊かさに満ちた住みよいまち」の実現を目指し、福祉分野の基本目標である「ぬくもりに満ちたまちづくり」 における、地域福祉の基本的な方向性として、

- 地域性を反映した福祉施策(公助)の推進
- 地域における制度化された支え合い(共助)の推進
- 地域における自発的な支え合い(互助)の推進
- 地域における自立した生活(自助)の推進 の4点を掲げています。

本計画においても、第6次敦賀市総合計画における地域福祉の基本的な方向性を踏まえ、前計画である「第3期敦賀市地域福祉計画」の基本的考え方や目的等を今後も引き継ぎ、「第4期敦賀市地域福祉計画」の基本理念を「ふれあい、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが」とします。

【地域での支え合いの考え方】



[基本理念]

ふれあい、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが

■2 計画の基本目標

基本目標1 地域福祉の土台づくり ---

元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で人と人とのつながりを深めることは大変重要です。何らかの形で地域や近くの人とのかかわりを持つことで、ふれあいが生まれ、地域における支え合いの土壌が培われていきます。

近所づきあいや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との相関関係が みられることから、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福 祉意識の醸成を促進します。

基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり ---

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのような、公的な福祉サービスにつながりにくい「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを解決するため、関係機関と連携し、身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり ——

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域のことは地域で守る」という考えの もと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日ごろからの見守り体 制の充実や、災害時に備えた安全・安心な地域づくりのための支援体制づくりを進め ます。

また、誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、地域での安全確保に関わる活動を推進します。

||3 計画の体系

[基本理念] [基本目標] [基本施策]

(1)地域力の向上 ①地域福祉計画の推進 ②居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組 みづくりの推進 ③民生委員児童委員、福祉委員の活動支援 ふれあい、支え合い、共にいきる ④市と市社会福祉協議会の連携強化 ⑤身近な地区での地域課題への取組 (2)情報の共有 地域福祉の土台 ①市からの情報提供の拡充 ②福祉関係者間の情報の共有の拡大 づくり ③若年世代への福祉関係情報の拡散 (3)福祉のこころを育む ①福祉教育の推進 ②普段の暮らしの中での地域の人たちとの関 ③支え合い意識の啓発と活動の促進 (1) 支援体制の充実 ①生活困窮者への支援 ②子育て世帯への支援 ③高齢者への支援 4 障がい者への支援 ⑤権利擁護の推進 (2) 総合的な相談支援体制づくりの推進 ①分野を超えた包括的な支援体制の整備 ぬくもりのあるまち つるが ②各支援機関と中核機関との機能的連携 地域全体で支え合う 仕組みづくり (3)人と人とが支え合う ①地域をつなぐ活動への支援 ②市民協働の促進 ③多分野の活動団体相互の交流促進 (4)参加の促進 ①就労支援と社会参加の促進 ②仲間づくり・交流活動の推進 ③福祉人材の確保・育成 ④ボランティア活動の推進 (1) 暮らしの安全と安心 ①地域安全活動の推進 (2)移動手段(アクセシビリティ)の確保・充実 ③災害時の避難支援対策の推進 ④ユニバーサルデザインの視点に立ったまち 安全・安心に暮らせ づくり るまちづくり (2) 健康と暮らしを支える取組の推進 ①健康づくりの推進 ②利用者の視点に立ったサービス提供の促進



施策の展開

■基本目標1 地域福祉の土台づくり

(1)地域力の向上

【基本的な方向】

地域課題に気づき、市と地域が協働で解決に取組んでいく活動の展開にむけて、ふれあいときっかけづくり、支え合いの仕組みづくりに取組みます。そして、地域活動の担い手の活動を支援して、地域力の向上をめざします。

① 地域福祉計画の推進

1) 地域福祉計画の推進

- 地域福祉計画については、広報つるがや市のホームページに掲載等、様々な 機会をとらえて周知を図ります。
- 計画の推進体制として、地域課題への取組についての協議や意見交換をする場を確保するとともに、具体的な推進を図るため、定期的に計画の進捗状況を 点検・把握していきます。

2) 新しい支え合いの仕組みづくり

- 市社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解 決する取組や共助の在り方を検討します。
- 「地域福祉計画」における地域福祉を推進する理念や「地域福祉活動計画」 における活動や行動を促進する理念に基づき、人と人をつなげ、お互いが支え 合い、助け合う地域づくりや仕組みづくりの構築に努めます。

② 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進

1) 地域課題の把握と組織づくりの推進

- 近所づきあいの希薄化、高齢者の社会参加等の地域の問題・課題を洗い出すため、調査・点検するとともに、各地区民生委員児童委員協議会等に参加する等、その都度関係機関と連携をとりながら地域の中で解決する支援を通じて、地域の課題の解決に向けた自主的な活動を推進します。
- 市内で活動するNPO等の団体が、地域課題の解決や、より良い市民生活の 実現のために、自ら企画立案し実施する事業を支援するとともに、地域環境の 向上や、地域の雇用創出へとつながるコミュニティビジネス発展への芽を育み ます。
- 既存のネットワークや地域住民、事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や、障がい者、子どもへの虐待や引きこもり等を早期に発見し、適切な関係機関につながる、公助、共助、互助、自助を包含したネットワークを構築します。

2) 見守り活動・助け合い活動の推進

○ 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、 婦人会等と連携し、日頃からの近所づきあい、地域でのあいさつ運動や声かけ 運動、世代間交流等を推進し、見守り活動・助け合い活動につなげていきます。

3) 生活課題に応じた各関係機関のネットワークの構築

○ 生活課題は、複雑かつ多様化しており、高齢者、障がい者、子ども、子育て 家庭等に関する様々な関係機関が連携しながら、情報共有できるしくみを構築 します。

③ 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援

1) 民生委員児童委員、福祉委員の連携強化と支援

- 委員活動の基盤強化のため、引き続き民生委員児童委員や福祉委員の研修の場合では、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会、地区福祉委員協議会等の活発化を図ります。
- 民生委員児童委員が地域で活動しやすくなるように、年6回各地区民生委員 児童委員協議会を開催し、必要な情報提供を行い、連携強化を図ります。

④ 市と市社会福祉協議会の連携強化

1) 双方の連携強化と支援

○ より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり市社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても双方で連携して市民に提供できるよう取組みます。

2)地域リーダーの育成

○ 地域リーダーの育成や連携について取組み、今後も地域活動やまちづくりの 推進役を担っている地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉委員、町内 会、老人クラブ、婦人会等の役員等を対象に、地域福祉活動の推進に係る研修 を行う等、地域リーダーの育成を図ります。

⑤ 身近な地区での地域課題への取組

1)地域の活動拠点の拡充

○ 世代間地域ふれあい交流の実施や、オープンスペース・図書コーナー等の設置等により、地域住民が中心となった運営体制を充実させているとともに、公民館建設等施設整備にあたっては、地区住民の意見を反映する取組を行っています。公民館は、地域活動を展開する上で大きな役割を果たすため、地域活動を行う際の話し合いや活動の拠点となるよう今後も開放を進めるとともに、子どもや若者の利用促進を図ります。

(2)情報の共有

【基本的な方向】

市からの情報を誰が見ても分かりやすい形で発信し、関係機関や各団体と連携・協 働し、市民が適切なサービスを選択できるような情報環境の構築をめざします。

① 市からの情報提供の拡充

1) 多様な媒体を活用した情報提供

- 各事業について情報提供の必要がある場合や情報提供を求められた場合においても、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ等、多様な媒体を活用し、市民が必要な時にいつでも情報を入手できるように情報提供手段の充実に努めます。
- 広く市民に周知する方法として、商業施設の掲示板に掲示し情報提供を図ります。
- 民生委員児童委員、福祉委員等の協力のもと、制度やサービスについて地域 住民への浸透を図ります。

2) 多様な情報の提供

- 各関係機関の子育で情報を取りまとめた「子育でサポートブック」(あっぷるぶっく)を作成し、母子健康手帳交付時を利用して配布するとともに、サポートブックウェブ版を、ホームページで公開し、随時更新を図ります。また、介護保険制度のパンフレットや障がい者福祉の手引を作成し、制度に関する周知を行っています。引き続きホームページやパンフレット等を通じて、市及び関係機関で実施している各種サービスや子育でグループの活動状況等の情報を提供します。
- 通知書等へのパンフレットの同封や、広報つるがや行政チャンネル・ホームページによる制度周知、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子ども・子育てのサービス等について見やすさ、分かりやすさに留意しながら情報を発信します。
- 市民のライフステージに合わせた健康情報の提供や感染症の予防啓発に年代 に応じた母子保健、成人保健、介護予防等の健康づくりに関する情報提供に努 めます。

- 就労支援や住居に関する情報の提供については、関係機関と連携した取組方 策を検討します。
- スマートフォンなどのアプリケーションを利用して、子ども・子育てのサービス等について情報を発信します。

3)制度やサービスの普及

○ 令和3年度からの介護保険制度改正や、障害者総合支援法による障がい福祉 サービス、子ども・子育て支援新制度等のサービスの周知と円滑な利用に向け て、正確な知識が得られるように、広報つるがや行政チャンネル、ホームペー ジによる制度周知等分かりやすい広報活動を継続的に推進します。

4) 多様な情報の収集

○ 多くの市民の福祉に対する意識や考え方等を見つけ出す仕組みづくりを目指 します。

② 福祉関係者間の情報の共有の拡大

1) 福祉・保健・医療分野の連携強化

○ 関係機関や関係団体との連携の強化や、庁内各課の福祉・保健・医療に係る 協働と情報の共有化を図り、総合的な情報提供体制の構築に努めます。

2) 福祉サービスに関する情報提供の推進

○ 介護保険制度では、「介護サービス情報の公表」制度によって事業者のサービス内容や運営状況の公表が義務付けられ、「介護サービス情報公表システム」に掲載されています。このホームページの普及啓発を通じて、介護サービス情報の共有を推進します。

3)情報のバリアフリー化の推進

○ 市や市社会福祉協議会が行っている事業について、広報つるがやガイドブック、ホームページ、メール配信、出前講座等、あらゆる手段を活用し周知を行います。

- 障がい者相談支援事業における障がい者のためのパソコン教室、障がい者パソコン相談事業を行っており、引き続き障がい者が情報を入手する手段の一つとしてパソコンを活用できるよう、パソコン相談やパソコン教室の開催をはじめ、パソコンボランティアの養成、障がい者向け I T機器等の情報提供を行う等、障がい者の情報のバリアフリー化を総合的に推進します。
- 手話奉仕員養成講座の開講や、手話通訳、音訳、点訳等の専門的技術と知識 を要するボランティアの養成を図り、利用が促進されるよう情報提供に努めま す。
- 福祉関係の最新情報を音訳や点訳、ホームページ等で提供していきます。
- 高齢者や障がい者、外国人等、全ての市民に対し、情報面でのバリアを除去するため、文字や配色に配慮するとともに、音声や点字、複数言語による情報提供に努めます。

4) 多様な情報媒体を活用した福祉情報等の提供

- 広報つるがや行政チャンネル等の多様な情報媒体の活用を図りながら、福祉 情報の提供を充実させ、市民が人権や福祉に対する認識と理解を深めていける よう推進します。
- パソコン、スマートフォン等が普及している中、情報技術を利用する人としない人との間で、情報提供に関する格差が生じないよう、様々な機会や手段を通じた情報提供を行います。

③ 若年世代への福祉関係情報の拡散

1) 学校等への福祉情報が掲載されている広告物等の配布

○ 福祉情報が掲載されているチラシ等を学校など若年世代が利用する公共施設 に配布することにより、若年世代が福祉に興味・関心を持つきっかけになる仕 組みの構築に努めます。

(3)福祉のこころを育む

【基本的な方向】

市民が地域福祉に興味・関心を持つために、様々な場面・機会を活用して福祉に関する「こころ」を育みます。また、自分の地域における課題等を考える機会や支え合いの「こころ」を啓発し、地域で解決に向けた取組が展開されるように促進します。

① 福祉教育の推進

1) 家庭・地域での福祉教育の推進

- 人権意識の高揚の実現に向けた講演会や、いさいき生涯大学で高齢者の健康 長寿に関する講座等の開催を通じて、今後も関係機関と連携して生涯学習活動 や地域活動、家庭教育等の中で、人権や福祉に関して考える場・機会の確保に 努めます。
- 市内各地区に敦賀市男女共同参画推進員を委嘱し、推進員を対象とした研修 会等を通じ、地域における男女共同参画推進の啓発活動を進めます。
- 地区コミュニティにおける役員等への女性の登用を推進します。

2) 学校教育における人権・福祉教育の推進

- 小・中学校を対象とした、高齢者や障がい者施設におけるボランティア活動 や車いす等の疑似体験学習等の福祉教育を推進します。
- 小・中学校においては、学習指導要領に基づくとともに、総合的な学習の時間の活動等により、人権に関する教育と福祉教育を推進します。

3) 市職員の福祉・人権教育の推進

○ 市職員の福祉問題への対応力向上や人権侵害、人権擁護への対応力向上を図るため、福祉教育及び人権をテーマとした研修会の開催や関係機関における研修会への参加を促進します。

② 普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり

1) 行事や講演会等の開催

○ 地域の支え合いを考える地域リーダー育成研修や講演会等を開催し、市民の 参加促進を図ります。

2) きっかけづくりと参加の促進

○ 老人クラブによる高齢者と園児の交流や各種スポーツ大会、また、伝統的遊びや芸能伝承事業等を通じて、障がい者や高齢者、子ども等、様々な市民同士の交流の機会や場の充実を図るとともに、市内の福祉施設やサービス事業所の見学会等の開催により、福祉に対する理解を深めていきます。

③ 支え合い意識の啓発と活動の促進

1)地域での支え合い意識の啓発

○ 区長、民生委員児童委員等を通じ避難行動要支援者避難支援制度の啓発を引き続き行っていきます。災害時の避難支援を含め、今後も多くの地域住民が、 身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報つるがやイベント等を通じて、啓発活動を展開します。

2) 子育てに関する意識の啓発

- 子育て支援センターは、地域子育て支援拠点として毎月子育て支援講座を開催し、子育てに必要な情報や知識について利用者のニーズの把握に努め、講座内容に反映出来るよう様々な「親支援」を通じて、引き続き参加者が施設利用や互いの交流の場として活用できるよう、親子が安心して集うことが出来る拠点としての役割を継続して担っていきます。
- 中学生社会体験活動や、家庭科保育領域の一環として参観学習を通じて、子 どもたちへの理解を深めており、引き続き若い人たちが子育てに関する認識を 深め、子育ての喜びや楽しみを共感することができるように、関連機関等が連 携して子育てに関する学習や子育て交流事業を推進します。

3) 障がい者及び障がいに関する理解の浸透

○ 相談支援事業所職員の関係機関等への周知活動や障がい者虐待防止について、 広報つるが等での啓発を通じて、引き続き障がいに関する理解やノーマライゼ ーションの考え方の浸透を図ります。

4) 企業等に対する意識啓発と活動支援

○ 市内各事業所における男女共同参画推進の啓発活動を進めます。

||基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり

(1)支援体制の充実

【基本的な方向】

社会福祉を目的とする事業・施策の見直しを行い、各分野の具体的な計画に基づき 地域課題の解決につなげる支援を推進します。

① 生活困窮者への支援

1) 生活困窮者等への相談、サポート体制の構築

- 平成27年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、ハローワーク敦賀や関係機関と連携し、生活困窮者に対する様々な制度を活用できるよう、相談・支援体制を充実します。
- 生活保護世帯に対し、その困窮の程度に応じて適正な保護を行うとともに、 地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 様々な問題を抱えている生活困窮者等に対し、関連団体と連携を密にし、円 滑な社会生活を送ることができるよう支援します。

② 子育て世帯への支援

1) 子ども・子育て支援、次世代育成支援の推進

- 「敦賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、子ども・子育て支援新制度による保育・教育サービス、放課後児童クラブ、一時的な預かり、子どもの居場所づくり等の充実のほか、敦賀市次世代育成支援対策行動計画の継承による施策・事業の展開を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度や次世代育成支援対策の周知を図ります。

③ 高齢者への支援

1) 高齢者の生活支援の促進

- つるが安心お達者プラン(敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画) に基づき、高齢者の生活支援サービス事業を継続していきます。
- ひとり暮らし高齢者への緊急通報装置の設置、寝具洗濯サービス事業の実施、 民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者への定期的な見守り等の支援を行い、増加傾向にある高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が、地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援・福祉サービスを継続していきます。
- 地域包括ケア体制整備に向けた専門職によるネットワーク化を図るため、地域ケア会議(個別支援会議)の開催等に今後も取組み、関係機関との連携に努めます。また、個別支援会議から地域のニーズを把握し、地域包括ケア推進会議にて課題解決等に取組みます。
- 地域包括支援センターを中心に、医療と介護に関する関係機関だけでなく、 民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、ボランティア等地域の方々 も含めて、「地域包括ケア体制」の確立を目指します。
- 介護予防・生活支援サービスの提供体制整備のための生活支援コーディネーター(第1層)を配置し、地域課題の把握や資源開発、ネットワークの構築等を行います。また、日常生活圏域ごと(第2層)に生活支援コーディネーターを配置し、それぞれの特性や課題の特徴等を踏まえ、圏域ごとに必要な生活支援サービスの体制整備に努めます。

2) 在宅介護の促進

- 介護や支援が必要な方に対しては、介護支援専門員・相談支援専門員がアセスメントのもと介護サービス計画を作成し、適切な保健・福祉・介護サービスが総合的に利用できるよう支援しており、引き続き支援や介護を必要とする高齢者や障がいのある方及びその家族の日常生活や社会生活が向上するように、在宅サービスの充実を図ります。
- 65歳以上の在宅高齢者を常に介護している家族の慰労と経済的負担の軽減のため、介護者にねたきり老人等介護福祉手当を支給し、介護家族を支援するサービスを継続していきます。

- 在宅介護に関する保健・福祉・介護サービスが総合的に提供できるよう、地域における在宅介護支援機能の強化を図り、在宅介護に関する実践的な研修や介護知識・技術の普及、情報提供や介護相談を行う相談体制の強化に取組みます。
- 在宅医療と在宅介護の連携を強化するため、多職種連携推進研修会、在宅医療と介護の普及啓発等の研修会を開催するとともに、在宅医療在宅介護の情報 誌の全戸配布を行います。
- 基幹型地域包括支援センター配置の「在宅医療・在宅介護連携コーディネーター」を中心に、地域資源等の把握、情報の共有支援等を行い、医療・介護関係者の連携を今後も促進します。

4 障がい者への支援

1) 障がい者の自立生活支援の促進

- 敦賀市障がい者福祉計画(敦賀市障がい者基本計画・敦賀市障がい福祉計画・ 敦賀市障がい児福祉計画)に基づき、障がい者の地域での自立したくらしを支 える取組と、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サー ビスを推進します。
- 障がい者が地域での生活を継続又は地域での生活に移行できるように、居住 の場の確保を支援するとともに、地域で見守り・協力体制づくりに努めます。

⑤ 権利擁護の推進

1) 人権に関する学習・啓発の推進及び人権侵害への対応

- 市民の人権への知識や意識の向上を図るため、広報や講座の開催などにより 広く市民に対する人権啓発を推進していきます。
- 県主催の人権教育指導者研修会への参加や人権教育講演会の開催を通じて、 引き続き人権に関する正しい認識と意識が高まるように、学校・地域等で、人 権学習や啓発活動を推進します。
- 福井地方法務局敦賀支局や人権擁護関係機関との連携を深め、人権侵害への 対応の強化を図ります。

○ 福井地方法務局敦賀支局や人権擁護委員協議会及び福井県人権センター等と ともに人権相談の窓口機能の向上を図ります。

2)「子どもの権利」の周知

○ 「子どもの権利」の周知や学習機会を提供し、子ども一人ひとりの成長と自立を支援します。

3) 成年後見制度等の権利擁護事業の推進

- 認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が十分でない方が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用を促進します。
- 地域自立支援協議会や地域包括支援センターによる成年後見制度等に関する 研修会の開催を通じて、今後も成年後見制度等の権利擁護事業について普及啓 発に努め、必要な方の相談・利用の促進を図ります。
- 広報紙や市のホームページ等成年後見制度に関する周知を行い、制度について広く普及・啓発に取組みます。
- 成年後見制度の利用が必要な方で、裁判所への手続きを行う親族がいない場合の申立等の支援を継続していきます。
- 高齢者・障がい者福祉関係機関やその他の機関と連携・協議を図り、成年後 見制度利用促進計画を策定します。

(2) 総合的な相談支援体制づくりの推進

【基本的な方向】

地域課題の早期発見のために、地域住民や各関係機関との連携や市民の声を見つけ出せる体制づくりを図り、誰でも相談しやすい環境の整備を進めます。また、専門の支援機関に簡単につながるような体制づくりの構築を目指すために、ネットワークづくりを推進します。

① 分野を超えた包括的な支援体制の整備

- 1)地域包括ケア体制整備に向けた取組推進と福祉サービスの質の向上
 - 高齢者については、地域包括支援センターを中心とした体制、障がい者は地域自立支援協議会、子育て家庭の支援は、子育て総合支援センター等を中心としたサポート体制を確保しており、今後もより機能的に対応できるようにネットワーク化を図り、支援が必要な人に合ったケアや関わりができるように取組みます。
 - 高齢者介護については、地域包括ケア体制の整備に向け、自立支援、対応困難事例等について、地域包括支援センターを中心として地域ケア会議(個別支援会議)を開催し、関係機関との連携を図り、支援を行います。また、個別支援会議の積上げにより地域課題を把握し、地域包括ケア推進会議にて課題解決等に取組みます。
 - 在宅医療と在宅介護の連携を強化するため、多職種連携推進の研修会や在宅 医療と介護の普及啓発のための研修会等を開催します。また、「敦賀市在宅医療 在宅介護連携推進協議会」において協議検討を行います。
 - 介護支援専門員の質の向上を目指し、アセスメント能力向上のための研修会等を開催しており、今後も複雑化する事例、高齢者等のニーズをきめ細かく把握し、ケアマネジメントを行う介護支援専門員等の養成及び質の向上を図ります。
 - 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対しては、集団指導や 実地指導を通じて、介護の質の向上を目指した指導を行っており、今後も各事 業所で各種福祉・介護サービスの質の向上を図る取組が進むように、指導及び 情報提供に努めます。

② 各支援機関と中核機関との機能的連携

1) 相談機能の強化

- 多様化する住民サービスへの的確な対応や今後の地域福祉推進のため、市の窓口、子育て支援センター、子ども発達支援センター、障がい者地域生活支援センター、地域活動支援センター、地域包括支援センター、健康センター、市社会福祉協議会等、各相談機関の相談員や専門員の配置と資質の向上等を図り、相談機能の充実に努めます。
- 高齢者の相談に対しては、市内3か所の地域包括支援センターで相談を行っており、地域包括支援センター間の連携、各関係機関との連携のもと相談体制のネットワーク強化を図ります。
- 市外の病院に入院されている高齢者や家族からの相談等の在宅医療・在宅介護に関する相談に対応するため、基幹型地域包括支援センター「長寿」に在宅医療・在宅介護連携コーディネーターを配置し、相談対応を行っていきます。
- 障がい者に関する相談事業を実施し、障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行います。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたる相談については、切れ目ない支援ができるよう、子育て世代包括支援センターとして、健康センターと子育て総合支援センターが相互に連携しながら対応していきます。妊娠期は、健康センターでの母子健康手帳の交付場面において、丁寧な情報提供を行い、安心して出産を迎えることができるよう支援します。また、市内2か所の子育て支援センターに子育てコーディネーターをそれぞれ配置しており、「地域子育て支援拠点事業」として、子育て相談に対応していきます。
- 低所得者や生活困窮者等の生活の状況に応じ、幅広い相談、助言を行うため、 各種機関が実施する助成、支援情報の収集に努め、適切な福祉サービスの情報 提供と相談体制の充実を図ります。

2) 家庭内・男女間の暴力等の相談体制のネットワーク化

- 女性相談をはじめとする窓口担当課へ配布した相談マニュアルを基に、引き 続きDV被害者等に対し相談窓口の担当部署が連携・協力する支援体制を構築 していきます。
- 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議や毎月の実務者会議、担当者レベルでの個別ケース検討会を適時行い、情報交換と早期対応を図ります。 必要な支援内容や方向性を協議するとともに、チームで継続的な支援を行います。
- 高齢者虐待への対応については虐待内容が複雑化してきており、今後も地域 包括支援センターを中心として庁内関係課及び関係機関と連携を図りながら対 応していきます。また、高齢者権利擁護連絡協議会等において、引き続き関係 機関とのネットワークを強化していきます。
- いじめ、虐待、孤立、DV、消費者被害等の問題を解決するため、高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭等の公的な相談窓口について、周知するとともに、施設・機能の充実を図ります。
- 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)に伴い、障がい者の支援体制を 強化します。

3) 虐待等についての啓発と相談等の体制の確保

- 厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけており、児童相談所が行う一時保護・措置・通所指導等処遇に対し、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携し、虐待の当事者や家庭への支援を行います。引き続き、関係機関等との連絡・調整を密にして、高齢者や障がい者児童等の虐待、DV等で被害を受けた人の一時保護等の対応を行います。
- 高齢者に対する虐待に関する相談は、地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と連携を図り対応を行い、引き続き地域包括支援センターと関係機関が連携し、虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。
- 高齢者や障がい者への虐待防止や権利擁護のため、敦賀市高齢者権利擁護連絡協議会、敦賀市地域自立支援協議会内の障がい者権利擁護・虐待防止部会においてケース検討や情報共有等を行い、引き続き各協議会において協議を行い、関係機関の連携強化を図ります。

- 平成24年10月の障害者虐待防止法の施行を受け、虐待防止対策として地域 福祉課に市障がい者虐待防止センターを設置(平成24年10月)しており、引 き続き虐待防止対策に取組むとともに必要時には迅速な対応を図ります。
- 女性相談事業を継続して行うとともに、窓口の周知のため、窓口広報ポスターの設置・相談カードの配布、また市内の中学校・高校等に啓発ポスターの配布等を行っています。今後も、複雑多様化している相談内容に適切に対応するため、関係機関相互の連携強化を図ります。
- 相談業務関係者及び窓口担当職員等を対象にしたDV被害者支援講座や、市 民(若年層)を対象としたDV(デートDV)防止講座を開催します。
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待防止についてのチラシ及び虐待に関する情報連携のための「虐待通報シート」の作成、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ等を活用して広報・啓発、各種団体の研修会等での啓発等を通じ、高齢者や障がい者、児童等に対する虐待に対して、地域で見守ることの重要性を啓発します。

(3) 人と人とが支え合う

【基本的な方向】

地域福祉に関わる様々な活動を効果的に実施していくため、福祉・保健・医療の各施設の有効活用を図って地域の様々な活動が活発に行われるように支援します。また、地域ぐるみの活動の展開をめざして、ボランティアをはじめとする様々な人・グループの活動を支援します。

① 地域をつなぐ活動への支援

1) 地域に開かれた福祉施設づくりと地域の連携

- 保健福祉関係施設等の地域への開放を促進します。また、市福祉総合センターの積極的な利用を促進し、今後も地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供や相談事業等の支援を行う等、地域との連携を図ります。
- 地域との交流を深めたり、住民からの相談に応じたりするなど、地域に開かれた場を促進するとともに、福祉施設と各種福祉団体との交流を図ります。

2) 町内会活動への支援

○ 地域住民が相互の連帯意識を深め、健康でより快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため、引き続き、体育大会、夏祭り、環境美化運動等の各地区が実施する事業や町内会館の維持補修工事に係る経費に対して補助を行い、町内会活動において、地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるように活動を支援します。

② 市民協働の促進

1) 市民活動団体への支援

- 市民活動団体等の活性化を推進するための支援を実施します。また、複数の 市民活動団体等と共同でイベント等を行うことを通し、団体間での連携の機会 を設けます。
- 〇 市内で活動する市民活動団体が、簡単な打合せや団体同士の交流を図る場所 として男女共同参画センター内に「交流サロン」を開放します。

2) 市民活動団体との協働・連携の推進

○ 市民協働のまちづくりを推進します。また、市民活動団体等の独立性を尊重 するとともに、行政と市民活動団体の連携を図るため、市との協働事業やまち づくりのための事業を提案する市民活動団体等に対して支援を行います。

③ 多分野の活動団体相互の交流促進

1) 異なる種類の団体間の交流促進

○ 福祉を取り巻く関係団体同士の交流を促進する場を提供し、相互理解と連携 強化を図ります。

(4)参加の促進

【基本的な方向】

より多くの市民が積極的に参加できる地域福祉活動を支援するとともに、今後の人 口減少社会における福祉分野での支え手の確保を図ります。

① 就労支援と社会参加の促進

1) 障がい者の就労支援

- 地域自立支援協議会就労支援部会(月1回程度開催)を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、引き続き市内の障がい者支援施設の支援とともに、 関係機関と連携して就労機会の確保に努めます。
- 障がい者の就労に関する相談・情報提供機能の強化を図るとともに、就労の ための技術習得や能力開発等の訓練機会を充実させ、就労の促進を図ります。
- 平成25年4月から施行された障害者優先調達推進法に基づく敦賀市障害者優先調達方針に基づき、市各課に優先的な調達について働きかけるとともに、物品の購入や役務の調達、作業の委託等を推進します。

2) 農福連携の取組

- 現在実施している伝統野菜や東浦みかん等に対する農福連携の取組を継続していきます。
- 今後、福祉事業者のさらなる就労の場の拡大を図るため、支援が必要な農作業の掘り起こしや先進事例の情報収集を行います。

3)シルバー世代の就労機会の確保

○ 高齢者の就業機会の確保、会員数の増加、技能向上につながる取組について、 支援を引き続き行います。

② 仲間づくり・交流活動の推進

1) 関係団体・グループの活動支援

- 子育てサークルとの協働による支援事業の計画づくりや、子育てサークルへの場の提供、取りまとめた子育でサークル情報のホームページ公開や障がい者の当事者団体への補助金交付等を通じ、引き続き子育でサークルや障がい者団体等の自主的な活動を支援していくため、活動の場の確保や情報提供及び相談等の支援を行います。
- 高齢者サロン、子育てサロンの開設を支援するとともに、障がい者を含めた 対象者を限定しない交流や世代間交流の場として拡充できるよう支援します。
- サロンやサークル活動等を推進するため、その活動の場として公共施設や空き店舗等の活用可能なスペースの情報を提供するとともに、その活動についての周知やグループ同士の交流の場の設定などの支援を行います。
- 地域のためにボランティア活動を行いたい人や自身の経験・特技等を活かした活動を行いたい人に対し、必要な情報を提供するとともに、情報を共有できるよう支援します。

2)参加交流活動の促進

○ 高齢者のスポーツ大会である「ふくい健康長寿祭」の参加促進や、いきいき 生涯大学を通じた高齢者間の交流を図り、今後も福祉イベントやスポーツ・レ クリエーション活動、学習講座等を通じて、社会参加と交流活動を促進します。

3) 高齢者の生きがいづくりの推進

○ 老人クラブ活動促進のための福祉バスの運行や、老人クラブ連合会への補助 金の支出、いきいき生涯大学を通じた高齢者の生きがいづくり、健康づくりを 行っており、引き続き高齢者の社会活動が活発に展開されるように、スポーツ 活動や地域活動、指導者育成等を実施し、高齢者の社会参加や生きがい、健康 づくりを推進します。

4) 障がい者の生きがいづくりの推進

○ 県障がい者スポーツ大会への参加や市障がい者スポーツ大会、市スポーツ教室の開催を通じて、引き続き関係団体と連携して、スポーツ活動や文化・芸術活動への参加を促進します。

③ 福祉人材の確保・育成

1) 専門職員の育成・充実

- 保育士、社会福祉士、医療技術職、保健師・助産師・看護師等の専門職を採用するとともに、これらの職員に対して所属課と連携し、必要な研修を行っています。また、福祉・保健・医療関係研修に職員を参加させ、知識の向上を図っています。引き続き多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、保健師や看護師等の専門職の確保・育成に努めるとともに、地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるように、福祉・保健・医療関係専門職員の研修への参加を促進します。
- 福井県福祉人材センター、嶺南福祉人材バンク無料職業紹介所、福井県ナースセンター、ハローワーク敦賀等と密接に連携しながら、福祉人材の確保を図ります。

④ ボランティア活動の推進

1) ボランティア活動推進体制の整備

- 市ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する普及啓発、 人材の養成、情報の提供等を行うともに、広報つるがを活用し周知を図ります。
- ボランティア団体同士の交流の機会を設ける等、ボランティア団体間の連携 を促し、ボランティア活動の効率化を図ります。

2) 専門的な知識のあるボランティアの育成

○ 住民参加によるボランティア活動を活発に展開していくためのリーダー育成 等を目的とした、市ボランティアセンター等が実施する研修会等の充実を図り ます。 ○ 定年退職者や子育て経験者等、経験や知識・技術のある人材が、地域で活躍 できるように支援します。

3) 多様な福祉人材の確保

○ 市福祉総合センターで随時ボランティア登録を行っており、男性や若い世代 のボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、多くの市民のボランティア 活動への参加を促進します。

4) ボランティアの活躍の場の充実

○ ボランティアコーディネーターが、ボランティアの相談窓口となり、ボラン ティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、ボラン ティア活動の発信・受入れ・調整を行い、ボランティア活動が円滑に展開され るように努めます。

5) ボランティア活動保険の加入促進

○ ボランティアが安心して活動に取組めるように、市社会福祉協議会と協力してボランティア活動保険の加入を促進します。

∥基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1)暮らしの安全と安心

【基本的な方向】

住み慣れた地域で、高齢者や障がい者、妊産婦など全ての市民が、快適で、安全に 生活・交流できるようなまちづくりを推進します。また、ユニバーサルデザインの視 点に立った住みやすいまちづくりを推進します。

① 地域安全活動の推進

1) 交通安全教育の継続実施

- 警察や交通指導員と協力し、保育園や小中学校、公民館等において、高齢者 や子ども等、各年齢層に合わせた交通安全教室を実施します。
- 年4回の市内一斉街頭交通安全指導の実施や、各種団体との交通安全キャンペーンの実施、高齢ドライバーや自転車利用者のマナーと安全性を高めるための啓発活動を行っており、引き続き、交通安全に対する啓発活動を関係機関と協力して取組みます。

2) 消費生活対策の推進

- ご 消費生活におけるトラブル等を未然に防ぐため、広報つるがや市ホームページ、暮らしの市民教室、出前講座において情報提供を行います。
- 生活安全課において、消費生活対策等の相談を受けるほか、各種相談窓口の 案内を行います。

3) 高齢者・子どもを地域で守る活動の推進

- 高齢者に対する地域見守り活動を強化するため、見守り活動の趣旨に賛同してもらえる事業者との協定を結び、住み慣れた地域でのより安心できる環境づくりを推進します。
- 地域での見守り隊員の活動支援については、福井県と青少年健全育成敦賀市 民会議の負担でのボランティア保険への加入等を行い、今後も登下校時の見守 り等の活動を支援します。

4) 青少年の問題行動への対応の充実

- 青少年の悩みや家庭教育に関する相談については、家庭教育相談員1名を配置し対応しており、今後も子どもの健全育成を支援するため、少年愛護センターの相談活動を行います。
- 青少年の健全育成や非行の未然防止のため、市内の様々な場所を補導員が巡視し声かけを行う「愛のひと声」活動に取組み、青少年が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。
- 青少年の問題行動への対応については、二州若狭地域生徒指導地域連携推進協議会、敦賀っ子健全育成推進協議会等と情報共有し、引き続き、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア、家庭等と連携して非行防止及び問題行動への対応を図ります。

② 移動手段(アクセシビリティ)の確保・充実

1) 高齢者や障がい者への外出支援

○ 高齢者や障がい者の心身の状態に合わせ、社会参加を可能にするための外出 に必要な様々なサービスの提供を推進します。

2) 運転免許を自主返納する人に対しての支援

○ 運転免許を自主返納した満65歳以上の高齢者に対して、バス及びタクシー 利用券を支給していくとともに、多くの人にとっての利便性を検討していきます。

③ 災害時の避難支援対策の推進

1) 避難行動要支援者対象事業の推進

- 災害ボランティアについては、個人ボランティア、団体ボランティアの登録を推進するため、あらゆる機会を利用して市民に登録を呼びかけます。登録することで、地域の人と知り合い、地域がつながる機会となるように取組みます。また、災害ボランティアに関する研修及び訓練を行うとともに、システムの見直しを行いながら、災害時に活用できるように事業を推進します。
- 市、民生委員児童委員、福祉委員、自主防災組織等が連携し、継続して避難 行動要支援者の把握・登録を推進し、地域における避難行動要支援者の避難支 援体制の整備を図ります。

2) 災害支援体制の整備

- 避難行動要支援者避難支援制度の登録者については、年2回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員、消防署等と情報共有を図っており、引き続き地域ごとの避難行動要支援者の避難支援体制を充実していきます。
- 避難・救援活動や安全確認等では、地域、警察署、消防署、医療機関の連携 体制を強化し、防災訓練においては、地域住民と高齢者や障がい者等の参加を 促進するとともに、各福祉施設で定期的な実施を働きかけます。

3) 避難施設や備蓄体制の充実

- 敦賀市地域防災計画の備蓄目標に基づき、災害時における住民の救助及び避難生活に必要な物資を購入し備蓄します。また、災害用資機材及び食料については、食物アレルギー対応食品等の選定等、要配慮者の利用にも配慮し、避難生活等における必要性を鑑み選定していきます。
- 引き続き避難所のバリアフリー化を推進するとともに、良好な生活環境の確保に向けた取組に努めます。

4) 災害時の施設機能の充実

○ 避難行動要支援者の災害時における安全確保を図るため、平成26年3月に 敦賀市介護サービス事業者連絡協議会と締結した「災害時における福祉避難所 として介護保険施設等を使用することに関する協定」に基づき、協議会会員で ある介護サービス事業所など約40施設を福祉避難所に指定しているところで あり、避難者の円滑な利用を確保するため、引き続き実際の運用について検討 していきます。

5) ボランティアとの協力体制の確立

- 災害ボランティアの登録を行っており、引き続き、災害時に活動できる市民 のボランティアの登録を促進します。
- 災害ボランティアセンター連絡会を年2回開催しており、今後も、災害時に おけるボランティアの受入れ態勢等について協議する市災害ボランティアセン ター連絡会の活動を推進します。

④ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

1) バリアフリー化の推進

- 公営住宅や公共公益施設のバリアフリー化、点字ブロックの敷設や歩車道の 段差の解消等による視覚障がい者や車いす利用者に配慮した道路の整備、ハートフルパーキングの整備導入支援等の環境整備に努めます。
- 市庁舎及び消防庁舎、角鹿小中学校校舎等のエレベーターの設置やスロープ 設置、多目的に使用できるトイレ設置を計画しており、引き続き高齢者や障が い者、子育てをする人等が社会参加や外出しやすい環境を整備するため、公共 施設の建設、改修時におけるバリアフリー化に取組みます。
- 松原公民館、疋田舟川休憩施設、病児・病後児保育施設等に、多目的トイレ を設置しており、今後も公共施設の建設又は改修時において、多目的トイレや ベビーシート、おむつ交換台等の設置に努めます。
- 市道三島港線、市道気比余座線における歩道バリアフリー化及び歩車道のエリア確保のための道路拡幅、道路改良等の整備を行っており、引き続き歩道の拡幅、段差の解消に努めます。
- ユニバーサルデザインの視点で、市民全体が共に利用する意識を啓発していきます。

○ ハード面の整備や取組について、整備の趣旨や利用方法を様々な機会や場に おいて説明し、適切に利用されるよう市民への周知、啓発を図ります。

2) 在宅ケアを可能にする住環境の整備

- 安全な居住環境を整備し、安心して在宅生活が継続できるよう、要介護(要支援)認定者に対して、福祉用具の貸与・購入、住宅改修に対する給付を行うとともに、要介護3以上又は車いすを使用し、要介護1以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、洗面台の取替や階段昇降機の設置等による改修費用の一部を助成し、在宅生活を支援しています。また、重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、住宅改修費を助成する日常生活用具給付等事業を実施しています。今後も関係機関や関係職種に対して事業の周知を行い、高齢者や障がい者の安全で快適な在宅生活の維持向上と介護者の負担軽減を図るためバリアフリー化などの住宅改修費に対する助成を行います。
- 在宅での自立生活を支える福祉用具や住宅改修に関して、適切な福祉用具の利用、住宅改修の実施となるよう、サービス事業者への指導等に努めます。
- 市営和久野住宅(8棟48戸)の全面改修工事等により、室内バリアフリー化 を実施しており、今後も市営住宅におけるバリアフリー化を行い、高齢者や障 がい者に配慮した住環境の整備を推進します。

(2) 健康と暮らしを支える取組の推進

【基本的な方向】

市民の健康や日々の暮らしを支える活動や情報を発信し、健康を意識し心が豊かになるような心身を良好に保つ取組を進めます。また、サービスの質を高め、サービス利用者が安心して利用できるように支援していきます。

① 健康づくりの推進

1)健康づくりの意識啓発・普及

- 健康に関する意識の高揚を図り、「自分の健康は、自分で守る」を実践できる 市民が増えるよう健康づくりの意識の啓発や知識の普及、情報発信に努めます。
- 健康診査や体組成測定などにより、自分の身体の状態を確認し生活習慣等(運動や食事、受診の必要性など)を見直す機会を増やします。
- いより多くの市民が今の自分にできる健康行動を実践できるような環境づくりに努めます。

2) 生活習慣病対策・疾病予防対策の推進

- 各種の健康診査やがん検診、健康教育や健康相談の内容を充実し、生活習慣病を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図ります。
- 感染症予防やまん延予防のための正しい知識の普及や啓発に努めるとともに、 定期予防接種(A類疾病)の接種率の向上に努めます。
- ストレスやうつ、自殺対策等については、庁内各課や県関係機関との連携を 図りながら、普及啓発や相談体制の充実を図ります。

3) 子どもの成長に応じた保健活動と思春期保健の推進

- 乳幼児の健やかな成長発達を促すよう健診やセミナー等の機会や家庭訪問等で、保護者を支援していきます。
- 3幼児期の発達段階において支援が必要な子どもを把握し、早期からの関わりに取組み、的確な相談・指導に努めます。

4) 健康寿命の延伸につながる高齢者のフレイル対策の推進

- 人生100年時代を見据え、生活習慣病の重症化予防と介護予防とを一体的に 実施し、健康寿命の延伸につながるより効果的な事業展開を検討します。
- 歯周疾患や口腔機能低下の予防に関心をもち、改善に向けた実践ができるよう取組を強化します。

5) 介護予防・認知症についての啓発

- 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、 一般介護予防事業を「元気づくり事業~T3元気づくりプロジェクト!~」と し、「①T つるがで 身近な地域で集える、活躍できる場づくり」「②T つ づける 運動で活動等を継続する高齢者の増加」「③T つながる 人・地域・ 関係機関がつながり取組む元気づくり」を目標に取組みます。
- 生活機能チェックリスト及び認知症早期発見チェックリストにより、生活機能が低下している方、認知症が疑われる方を把握し、早期対応を図るとともに、介護予防の普及啓発に努めます。また、未実施者への対応を強化します。
- 「認知症の方をほうっておかず、認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、「認知症ほっとけんまち敦賀」をスローガンに認知症対策を推進しています。今後も、認知症に関する正しい認識が深まるように、広報つるが、行政チャンネル、ホームページ等を活用するとともに、「認知症ほっとけんまちハンドブック」を毎年作成し、全戸配布します。また、認知症サポーター養成講座や認知症予防の教室等を開催し、参加を促進します。
- 認知症の正しい理解と対応のための「認知症ケアパス」(認知症が発症したときから、その進行状況・生活する上での支障に合わせて、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すもの)の周知を図ります。
- 認知症の方やその家族に対して早期に集中的に支援を行う「認知症初期集中 支援チーム」を各地域包括支援センターに設置し、認知症専門医やかかりつけ 医等医療機関への受診勧奨、サービスの利用調整、介護指導等を行っており、 今後も、市民や関係機関に対して、認知症初期集中支援事業の内容の周知を図 り、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

② 利用者の視点に立ったサービス提供の促進

1) 利用者の視点に立った事業サービス内容提供

○ 高齢者、障がい者・障がい児、子どもに係る施設について、利用者が目的に 合わせて選択できるよう事業者のサービス内容の公開・情報提供を積極的に行 います。

2) 保健・医療・福祉に携わる職員の質の向上

○ 福祉分野の研修を通じて、各所属に配置されている専門職員や一般職員の資 質向上を目指すとともに、職員同士の連携、情報の共有化を図ります。

3) 事業者との連携

- 敦賀市介護サービス事業者連絡協議会の研修会や会議において情報共有等を 行い、市と事業者との連携を深めるとともに、事業者間の情報ネットワークの 構築支援等を行い、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。
- 事業所への多様化する福祉サービスの制度や仕組み、また、法人・施設等の 運営に際し遵守すべき規定、基準等について周知徹底を図るとともに、利用者 に対する積極的な情報提供を促す等、一層適切なサービス提供に向けた指導に 努めます。

4) 苦情処理体制の確保

- 全ての事業者において、苦情解決の仕組みの整備が図られるように、あらゆる機会を通じて、苦情解決の仕組みの整備とサービス利用者等への周知について、指導・助言を行います。
- 福祉サービスなどに関する苦情が、適切な機関に受け継がれ、迅速かつ円滑 に解決されるように、関係機関との連携体制を整備します。



1 関連事業一覧

基本目標1 地域福祉の土台づくり

(1)地域力の向上 「

① 地域福祉計画の推進

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P.22)

② 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動 等支援事業	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。	市社会福祉協議会に地域福祉活動支援事業を委託し、地域リーダーの養成や連携を支援しました。	地域福祉課
小さな親切運動の推進	あいさつ運動の推進等、「小さな親切」運動の推進により、心豊かな「人づくり」「ふるさとづくり」を推進します。	事業補助を行い、あいさつ 運動やクリーン作戦をはじめ 運営事務を行いました。	生涯学習課
生涯学習推進事業	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。	各種講座や大会を開催する とともに、市民のニーズに合 わせた見直しを行い、自主学 習教室の育成と充実を図りま した。	生涯学習課
放課後地域子 ども教室推進 事業	放課後や週末等に地域の子ども 全般を対象に、安全・安心な居場 所等を設け、地域の人々の参画を 得て、子どもたちに学習や様々な 体験・交流活動の機会を定期的・ 継続的に実施します。	公民館9館を活動拠点として、放課後や休日の子どもの安全な居場所づくりができました。また、地区の指導者の特技を活かした教室やふれあい交流、ニュースポーツ教室を開催しました。	生涯学習課

③ 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
民生、児童委 員活動助成費	委員活動の強化のため敦賀市民 生委員児童委員協議会連合会の支 援を行います。	民生委員児童委員の活動支援のため、活動費を支出し、連合会に対し活動事業交付金を支出しました。 また、支援員制度を創設し、民生委員児童委員の活動の負担軽減を図りました。	地域福祉課

④ 市と市社会福祉協議会の連携強化

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動 等支援事業 (再掲)	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。	市社会福祉協議会に地域福祉活動支援事業を委託し、地域リーダーの養成や連携を支援しました。	地域福祉課
地域福祉活動等支援事業	ボランティア推進事業として、 市ボランティアセンターを中心と した、ボランティア活動に関する 啓発、人材育成、情報の提供等を 行います。 住民参加によるボランティア活 動となるよう、リーダー育成研修 やあらゆる世代の参加促進を図り ます。	ボランティア推進事業として、市ボランティア推進事業として、市ボランティアと活動の啓発、人材育成、情報の提供等を実施し、あらゆる世代の参加促進を図りました。 【登録状況】 (平成31年3月31日時点) 市ボランティアセンター登録者個人:956名 団体:142団体 災害ボランティア登録者個人:302名 団体:140団体	地域福祉課

⑤ 身近な地区での地域課題への取組

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域コミュニティ推進事業	地区住民主導で、地域活性化、 世代間交流、防災等の事業を通し て、地域振興に取組む地区の組織 に対し、コミュニティ運営事業交 付金を交付し、地域コミュニティ 活動の推進を図ります。	平成28年度に地域コミュニティモデル事業として開始し、栗野地区の様々な団体が結集し、栗野コミュニティ運営協議会が設立され、申請。交付金を用いて、公民館を拠点とし世代間交流、防災訓練などの事業を実施しました。	生涯学習課
生涯学習推進 事業 (再掲)	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。	各種講座や大会を開催する とともに、市民のニーズに合 わせた見直しを行い、自主学 習教室の育成と充実を図りま した。	生涯学習課

(2)情報の共有

① 市からの情報提供の拡充

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P.25~P.26)

② 福祉関係者間の情報の共有の拡大

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P. 26~P. 27)

③ 若年世代への福祉関係情報の拡散

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P.27)

(3)福祉のこころを育む

① 福祉教育の推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
生涯大学運営事業	原則65歳以上の高齢者を対象 に、学習を通じ積極的に社会に参 加することにより、老後生活の充 実、向上を図ります。	「生きがい・仲間・健康づくりの推進」「積極的な地域活動への参加」をテーマに、2年間での学びを地域活動へでの学びを地域活動、平成29年度より、一般教養講座に加え3つの専門コース(歴史・介護予防・パソコンと設置し、運動をしました。学生負担金として、毎年度5,000円が必要です。 【入学者数】 平成29年度 34人 平成30年度 43人	長寿健康課
地域を発言して、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。	「生きる力」の有案を基色を 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一とし、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一ののは、 一のので、 一ので 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので	学校教育課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業(再掲)	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心にボランティアを動の内容を実施し、あらゆる世代の参加促進を図りました。 【登録状況】 (平成31年3月31日時点)市ボランティアセンター登録者個人:956名団体:142団体災害ボランティア登録者個人:302名団体:140団体	地域福祉課

② 普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動 等支援事業 (再掲)	地域福祉活動支援事業として 実施します。複雑多様化してい る環境の中、地域活動やまちづ くり推進役を担う人々に対し、 地域福祉活動の推進に係る研修 会や講演会等を行い、地域リー ダーの育成を図ります。	市社会福祉協議会に地域福祉活動支援事業を委託し、地域リーダーの養成や連携を支援しました。	地域福祉課
保育所地域活 動事業	公立・私立保育園を対象に、 老人福祉施設訪問等を通じて地 域、世代間の交流を深めます。	地域開催のイベントに積極 的に参加しました。また、お 年寄りや小中学生、地域の 人々と交流を持ち、地域活動 の充実を図りました。	児童家庭課

③ 支え合い意識の啓発と活動の促進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
生涯学習推進 事業 (再掲)	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。	各種講座や大会を開催する とともに、市民のニーズに合 わせた見直しを行い、自主学 習教室の育成と充実を図りま した。	生涯学習課
社会参加促進事業	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、自動車改造助成事業、 手話奉仕員養成研修会等を行います。	障がい者スポーツ大会(原則として年1回。ただし、平成30年度は福井国体開催のため未開催)の開催、障がい者の自動車改造に対する助成、手話奉仕員養成講座の開講を行いました。	地域福祉課
コミュニケー ション支援事 業	聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、必要に応じ手話通訳者等を 派遣します。	聴覚障がい者に対して、手 話通訳者(奉仕員)、要約筆記 者(奉仕員)の派遣を行いま した。 【利用件数】 平成30年度 延べ141件	地域福祉課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
親支援事業(再掲)	子育てに悩む保護者を適切な サービスに結びつけるため、4 か月未満児の戸別訪問を実施す るととも環境を各保育園に対 応できる環境を各保育園に経 で整備することにより、保護者 の子育てに対する不安の解消、 育児力の向上を図ります。	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。 【訪問件数及び訪問率】 平成27年度:583件(99.0%) 平成28年度:552件(99.3%) 平成29年度:527件(96.7%) 平成30年度:419件(94.2%)	児童家庭課 健康推進課 子育て総合 支援センター
つどいの広場 事業	親子が気軽に集い、育児相談 等を行う場を設置することによ り、親の子育てへの負担感の緩 和や安心して子育てができる地 域の子育て支援機能の充実を行 います。	交流の場の提供と促進、相談や援助の実施、関連情報の提供及び講習会等の実施を行う場を設置することにより、親の子育てへの負担の緩和や安心して子育てができる地域の子育て支援機能の充実を図りました。 【利用人数】 平成27年度 利用者:5,181人平成28年度 利用者:5,624人平成29年度 利用者:5,011人平成30年度 利用者:4,493人	児童家庭課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
子育て支援事業	子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援新して支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。	地域と、大変を表して、大変を表して、大変を表して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	子育て総合支援センター
地域福祉活動 等支援事業	災害対策基本法の改正に伴 う、避難行動要支援者避難支援 制度の周知、登録作業等を行 い、地域での避難支援体制の推 進を図ります。	避難行動要支援者台帳の登録について、年2回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員等の避難支援等関係者と情報共有を図りました。 【登録者数:1,151人】 (平成31年4月1日時点)	地域福祉課

基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり

(1)支援体制の充実

① 生活困窮者への支援

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
生活困窮者自立 支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」(以上、必須事業)を実施することとなり、その他時生業」、「一時事業」、「一時事業」、任意事業」、任意事業」、「公実施します。 引き続き、生活困窮者の実情に応じて、柔軟に実施できる仕組みづくりに努めます。	生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」(以上、必須事業)を実施することとなり、その他、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「学習支援事業」(以上、任意事業)について、実施しました。 [平成30年度] 自立相談支援事業相談者数 70名就労準備支援事業利用者数 4名住居確保給付金支給者数 5名一時生活支援事業利用者数 6名学習支援教室利用数 4名	地域福祉課

② 子育て世帯への支援

(再掲) ての相談、指導等を実施し、 進として、子育て親子の交流の 支援センタ 地域や家庭における子育て支 場の提供と交流の促進、子育て 援を図ります。子ども子育て 等に関する相談・援助の実施、 支援新制度による地域子育て 地域の子育て関連情報の提供、	事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。 「講座等の実施を図りました。また保育園登録事業、一日体験保育事業を実施し、地域や家庭における支援に取組みました。 さらに、平成29年度からは、利用者支援事業を実施し、様々な相談に応じるとともに、健康推進課内に開設した「子育て世代包括支援センター」としての機能強化を図り、妊産婦を対象とした、健康推進課主催事業を子育て支援センターで同時開催するなど、子育てを妊娠期からも応援する支援体制に取組みました。 「延べ利用者数」 平成27年度 45,180人 平成28年度 48,376人 平成29年度 49,477人 平成30年度 46,802人		ての相談、指導等を実施し、 地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども子育て 支援新制度による地域子育て 支援拠点事業として今後も継	地域上で大変である。 では、 本康世の象を催らまで、 本康世の集事を主護のの、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	子育て総合支援センター

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
子育て支援事業	妊婦や母親等の育児に対する不安を軽減するために、身近な保育園に登録してもらい、出産前から未就園までの間、保育士等による継続的な支援を行います。	保護者の育児に対する不安等 を軽減するために、身近な保育 園(公立)に登録し、出産前か ら就園までの間、保育士等によ り継続的に支援を行いました。	子育て総合 支援センター
すみずみ子育てサポート事業	一時的に児童を養育できない場合等既存の制度では、補うことのできないきめ細かなサービスの提供を民間団体に委託することにより、子子化対策の強化を図ります。	やむを得ない理由により一時 的に児童を養育できない場合 に、一時預かりや子育で家庭に おける家事援助等サポート事業 の運営を委託しました。 【延べ利用人数】 平成27年度 9,628人 ・一時預かり 9,080人 ・家事支援 548人 平成28年度 9,682人 ・一時預かり 9,581人 ・家事支援 101人 平成29年度 11,161人 ・一時預かり 11,143人 ・で家事支援 18人 平成30年度 8,888人 ・一時預かり 8,883人 ・家事支援 5人	児童家庭課
親支援事業(再掲)	子育てに悩む保護者を適切なサービスに結びつけるため、4か月未満児の戸別訪問を実施するとももに、環境を名相談に対応できる備するにおいて整備するにおり、保護者の子育児力の向上を図ります。	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。 【訪問件数及び訪問率】 平成27年度:583件(99.0%) 平成28年度:552件(99.3%) 平成29年度:527件(96.7%) 平成30年度:419件(94.2%)	児童家庭課 健康推進課 子育で総合 支援センター

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
一時預かり等事業	児童の保護者が就労又は疾病その他特別な理由のため、家庭で保育できない場合、児童の一時預かりや保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴う延長保育を実施し、子育ての支援を行います。	児童の保護者が就労又は疾病 その他等では、家のの 時預なない、選問のののの を保育でいる。 の他等でのののの を保護者の、ののの を保護者の、ののの のののののののののののののののののののののののののののののののの	児童家庭課
一時預かり等事業病児・病後児子の病の後児子の病の後児子の病を受ける。	子ども子育て支援新制度により、一時預かり、延長保育、休日保育、病後児保育を行うとともに、保育内容の充実を図ります。	子ども子育て支援新制度により、保護者の就労形態等に応じた一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の保育を実施しました。また、平成31年度の病児・病後児保育施設開設にかけ、施設整備等を行いました。 [平成27年度実施]・一時預かり 6施設・病後児保育 11施設・休日保育 2施設・病後児保育 11施設・休日保育 2施設・病後児保育 11施設・休日保育 2施設・病後児保度実施]・一時預かり 6施設・病後児保度実施]・一時預かり 6施設・病後児保度実施]・一時預かり 6施設・病後児保育 11施設・休日保育 11施設・休日保育 11施設・休日保育 11施設・・体日保育 11施設・・体日保育 11施設・・体日保育 11施設・・体日保育 11施設・・体日保育 11施設・・検児保育 14施設・延長保育 14施設・延長保育 14施設	児童家庭課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
つどいの広場 事業 (再掲)	親子が気軽に集い、育児相談 等を行う場を設置することによ り、親の子育てへの負担感の緩 和や安心して子育てができる地 域の子育て支援機能の充実を行 います。	交流の場の提供と促進、相談や援助の実施、関連情報の提供及び講習会等の実施を行う場を設置することにより、親の子育てへの負担の緩和や安心して子育てができる地域の子育て支援機能の充実を図りました。 【利用人数】 平成27年度 利用者:5,181人平成28年度 利用者:5,624人平成29年度 利用者:4,493人	児童家庭課
放課後児童健全育成事業	子ども子育て支援新制度により、昼間保護者がいない家庭の 小学校に通う児童を対象に児童 クラブを組織して、遊びを通じ た指導を行い児童の健全育成を 図ります。	小学校に通う児母連由により 屋間に、原産の保護者の保護者の保護の関連の関連を対象に、が、のでは、のでででででででででででででででででででででででででででででででで	児童家庭課
教育相談支援 事業	スクールカウンセラーや指導 員により、個別カウンセリング・集団指導等の適応指導及び 自然体験や社会体験で自立性や 意欲を高めるとともに、各学校 への訪問指導や保護者への教育 相談指導を行い、集団への適応 力を培います。	ハートフル・スクール (適 応指導教室) にスクールカウ ンセラー、教育相談支援員、 指導員を配置し、児童生徒に 安心できる居場所づくり、学 習や進路等の助言、自立への 支援、再登校に向けて学校等 との連携を行いました。	学校教育課
は一と・ほっ とダイヤル電 話相談事業	いじめの早期発見、早期対 応、未然防止を図るため、いじ め110番相談員を配置し、ま た、いじめ相談専用電話を設置 するなど、児童・生徒の悩みや 不安を解消します。	ハートフル・スクール (適 応指導教室) にいじめ等の相 談専用電話「はーと・ほっと ダイヤル」を設置し、スクー ルカウンセラー、教育相談支 援員等の専門職員が対応し、 児童・生徒の悩みや不安を解 消を図りました。	学校教育課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
ソーシャル ワーカー配 置事業	相談員を配置し、市内全小学校への巡回指導、問題を抱える児童に対する自立支援の充実を図ります。また、学校だけでは解決できない個々のケースについて、警察、ハートフルスクール等によるサポートチームを編成し、具体策について協議します。	スクールソーシャルワーカーを 配置し、様々な環境的要因により 学校生活に不適応を起こしている 児童・生徒及び保護者との関わり を持ち、環境改善を行いました。 市内小中学校18校を巡回訪問し、 児童生徒の実態に即した重点的な 指導及び改善計画をもって、各校 の教育相談体制の構築・支援に努 めました。	学校教育課

③ 高齢者への支援

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
寝具洗濯サービス事業	身体上の理由から布団等を干すことが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、年1回寝具の洗濯・乾燥を実施します。	身体上の理由から布団等を干す ことが困難なひとり暮らし高齢者 等を対象に、年1回寝具の洗濯・ 乾燥を実施しました。 【利用者数】 平成27年度 394人 平成28年度 373人 平成29年度 359人 平成30年度 342人	長寿健康課
緊急通報シ ステム整備 事業	ひとり暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、24時間365日体制で対処できる緊急通報装置を貸与します。	ひとり暮らしの高齢者等の急病時 等に24時間365日体制で迅速かつ適 切に対応するため、緊急通報装置 を貸与しました。 平成28年度より委託業者を変 更、合鍵預託が可能となりました。 【年度末利用者数】 平成27年度 417人 平成28年度 403人 平成29年度 397人 平成30年度 373人	長寿健康課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
認知事におって、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	認知症の①普及啓発 ②早期 発見 ③早期対応 ④本人・家族 への支援 ⑤地域での見守りを 中心とした認知症対策を推進します。 平成27年度から「敦賀市認知 症支援推進協議会」に認知症 援を推進する場を集約し、医 療、福祉、介護等の関係機関が 連携しながら総合的に協議を行っています。	認知症に対する普及啓発のため、認知症に対する普及啓発のため、認知症はサポーター養成講座を開催するとともに、「認知症ほっとけんまちハンドブック」を毎年に、27年度には配知症ケアのとともでは、27年度にはいパス)を存作が、27年度にはがガイドでは、27年度にはがガイを表した。認知症の方のに接がした。認知に集集では、対したの方のに接がした。認知に集集を関係では、対したの方のに変をした。というであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというである。 「というでは、対したの方のをは、対したの方のを対した。の方のをは、対したの方のをは、対したの方のをは、対したの方のをは、対したのがありました。 「というでは、対したの方のを対したがありません。」というでは、対したがありました。 「本のよりに、対したがあります。で、は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	長寿健康課
介護予防把握事業	65歳~74歳の前期高齢者を中心に、生活機能チェックリストを実施し、結果通知を行うことで、介護予防に対する意識、向上を図るとともに、恐れの自力を認知症となる恐れ応をで、の早期発見・早期対応を行うことで、対応をする。	前期高齢者に対して各チェック リストを郵送し、実施者に対して 結果通知を行いました。チェック リストの結果、運動機能の低下及 びうつ状態が疑われる方、認知機 能の低下がみられる方に対して は、担当の地域包括支援センター の保健師等が訪問や電話等で状況 を把握しました。 [平成30年度] ・生活機能 実施者数:2,382人 (実施率:67.2%) 該当者数:463人 (該当率:19.4%) ・認知症 実施者数:2,307人 (実施率:65.1%) 該当者数:70人 (該当率3.0%)	長寿健康課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
生涯大学運営事業(再掲)	原則65歳以上の高齢者を対象 に、学習を通じ積極的に社会に 参加することにより、老後生活 の充実、向上を図ります。	「生きがい・仲間・健康づくりの推進」「積極的な地域活動への参加」をテーマに、2年間での学びを地域活動へとつなげることを目指し、平成29年度より、一般教養講座に加え3つの専門コース(歴史・介護予防・パソコン)を設置し、運営しました。学生負担金として、毎年度5,000円が必要です。 【入学者数】 平成29年度 34人 平成30年度 43人	長寿健康課
通所型介護予 防事業	要支援者・事業対象者等に対し、介護予防ケアマネジメントに基づく、介護予防・生活支援 サービス事業の通所型を実施します。	平成29年1月から、要支援者・総合事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき、事業所等に通所し食事・入浴等の介護や機能訓練、集いの場の提供等日常生活上の支援を受ける、通所介護相当サービス、通所型サービスA、通所型サービスCの各サービスを提供しています。	長寿健康課
一事く3プト! 一般業リ元ロジー 一般業のでは、 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	地域の実情に応じた効果的・ 効率的な介護予防活動を推進ティ があために、認知な、生活習慣の別点をある。 がいたに焦点を数室である。 で、リハビリの間では、では、 で、リハビリの間では、では、 で、リハビリの間では、では、 で、リルでのでは、 で、リルでのでは、 で、リルでのでは、 で、リルでのでは、 で、リルでのでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 で、まずでは、 でいきます。	地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防活動を推進するとが表別知症、可知知症、可知知知识 という は、	長寿健康課
ねたきり老人 等介護福祉手 当支給	在宅において、常時介護を要する65歳以上のねたきり・重度の認知症高齢者の福祉増進を図るため、その介護者に対し福祉手当を支給します。	65歳以上の在宅高齢者を常に 介護している家族の慰労と経済 的負担の軽減のため手当を支給 しました。平成29年度より、支 給対象者を要介護度と介護保険 サービスの利用状況を勘案した 対象者に変更しました。 【対象者実人数】 平成29年度 33人 平成30年度 27人	長寿健康課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
家族介護継続 支援事業	常時おむつを必要とする方を 介護する家族を支援するため、 介護用品(おむつ)の支給について、事業内容の検討を行い実施します。	在宅で常時おむつを使用して 生活する高齢者を介護する家族 を支援するため、要介護1~5 の認定者に対して介護用品(お むつ)支給券を支給しました。 平成27年度 1,279人 平成28年度 1,233人 平成29年度 1,272人 平成30年度 1,183人	長寿健康課

④ 障がい者への支援

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
医療費助成 事業	障がい児者、乳幼児等の医療 費を助成します。	障がい者の経済的負担の軽減、福祉の増進を図るため、認定を受けた障がい者に対し、医療機関に支払った医療費の全部又は一部を助成しました。 【支給人数】 平成30年度 延べ22,537人 【支給件数】 平成30年度 延べ60,244件	地域福祉課児童家庭課
補装具の助成	身体障がい児者の障がいに対 応した義肢、装具、車いす等の 補装具の購入や修理に係る費用 を支給します。	【利用件数】 平成30年度 延べ123件	地域福祉課
日常生活用具給付事業	障がい児者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援するための特殊寝台、歩行用杖、ストマ用装具等の用具を給付します。	【利用件数】 平成30年度 延べ1,712件	地域福祉課
障がい福祉サ ービス	障がい児者に対して、自宅や施設に入所して介護等の支援を受けたり、障がい児者の自立を目指し、施設への通所等による生活能力、職業能力向上のための訓練等の支援を行います。	【利用件数】 平成30年度 延べ13,924件	地域福祉課
地域活動支援 センター事業	障がい者に創作的活動や生産 活動の機会の提供を行う日中活 動の場を提供し、地域生活への 支援を行います。	【利用件数】 平成30年度 延べ4, 285件	地域福祉課
日中一時支援 事業	障がい児者を施設で一時的に 預かり、日中活動の場の提供や 日常的な訓練等を行います。	【利用件数】 平成30年度 延べ9,447件	地域福祉課
訪問入浴サー ビス事業	在宅のねたきりの障がい者に 対し、移動入浴車を派遣し、入 浴の機会を提供します。	【利用件数】 平成30年度 延べ303件	地域福祉課

⑤ 権利擁護の推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
相談事業(女性)	男女共同参画の様々な問題の 相談に応じられる窓口を設置 し、関係機関と連携して迅速か つ適切な処理に努める等相談事 業の充実を図ります。	【相談日】 ・平成27年度から平成29年8月まで毎週月~土曜日 (8時30分~17時15分)毎週金曜日 (20時00分まで)・平成29年9月から毎週月~金曜日、第2・第4土曜日 (8時30分~17時15分)第1・第3金曜日 (20時00分まで)【相談総件数】平成27年度 114件 (うちDV10件)平成28年度 207件 (うちDV23件)平成29年度 164件 (うちDV10件)平成30年度 146件 (うちDV22件)	市民協働課
総合相談事業(高齢者)	高齢者の総合相談窓口として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。また、市民に分かりやすい相談内容の具体的な提示等、地域包括支援センターの周知に努めます。	高齢者の総合相談窓口として、 地域包括支援センターが相談の入 り口となり相談支援を行いまし た。 【総合相談延件数】 平成27年度 7,310件 平成28年度 9,188件 平成29年度 9,006件 平成30年度 9,909件	長寿健康課
相談支援事業(障がい者)	障がい者やその家族に対し、 日常生活等に関する相談やサー ビス利用に関する情報の提供等 を総合的に行います。	障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行いました。また、障がい者虐待について相談時の迅速な対応と地域自立支援協議会等を活用して虐待防止対策等に取組みました。 【相談件数】 平成30年度 延べ20,052件	地域福祉課
家庭児童相談室運営	家庭児童相談室において相談 指導を行うことにより、家庭に おける適切な児童の養育と福祉 の向上を図ります。	家庭児童相談室において家庭に おける適切な児童の養育のために 必要な相談及び支援を行いまし た。平成29年度より相談支援係が 臨床心理士2名、保健師1名、家庭 児童相談員2名体制となりました。 【相談件数】 平成30年度 360件	児童家庭課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
権利擁護事業	高齢者の実態把握や総合相談 の過程で、特に権利擁護の観点 からの支援が必要と判断した場 合には、関係機関と連携を図り 対処するとともに引き続き推 進、充実を図ります。	高齢者等の相談から権利擁護の 支援が必要と判断したケースにつ いて、関係機関と連携を図りなが ら対応しました。 高齢者権利擁護連絡協議会及び 実務担当者会議を毎年各2回開催 し、関係機関との連携強化、課題 の検討に取組みました。	長寿健康課

(2)総合的な相談支援体制づくりの推進

① 分野を超えた包括的な支援体制の整備

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
親支援事業(再掲)	子育てに悩む保護者を適切な サービスに結びつけるため、4 か月未満児の戸別訪問を実施す るともに、あらゆる相談に対 応できる環境を各保育園に接護 で整備することにより、保護 の子育てに対する不安の解消、 育児力の向上を図ります。	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。 【訪問件数及び訪問率】 平成27年度:583件(99.0%) 平成28年度:552件(99.3%) 平成29年度:527件(96.7%) 平成30年度:419件(94.2%)	児童家庭課 健康推進課 子育て総合 支援センター
家庭児童相談 室運営 (再掲)	家庭児童相談室において相談 指導を行うことにより、家庭に おける適切な児童の養育と福祉 の向上を図ります。	家庭児童相談室において家庭における適切な児童の養育のために必要な相談及び支援を行いました。平成29年度より相談支援係が臨床心理士2名、保健師1名、家庭児童相談員2名体制となりました。 【相談件数平成30年度 360件】	児童家庭課
つどいの広場 事業 (再掲)	親子が気軽に集い、育児相談 等を行う場を設置することによ り、親の子育てへの負担感の緩 和や安心して子育てができる地 域の子育て支援機能の充実を行 います。	交流の場の提供と促進、相談や援助の実施、関連情報の提供及び講習会等の実施を行う場を設置することにより、親の子育てかできる地域の子育てができる地域の子育てができる地域の子育てができる地域の子育でを選した。 【利用人数】 平成27年度 利用者:5,181人平成28年度 利用者:5,011人平成29年度 利用者:4,493人	児童家庭課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
子育て支援事業(再掲)	子育でに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育で支援を図ります。子ども子育で支援新制度による地域子育として実施していきます。	地域子育育と提拠点事業の促進として、	子育て総合 支援センター
子育て支援事 業 (再掲)	妊婦や母親等の育児に対する 不安を軽減するために、身近な 保育園に登録してもらい、出産 前から未就園までの間、保育士 等による継続的な支援を行いま す。	保護者の育児に対する不安等を 軽減するために、身近な保育園 (公立)に登録し、出産前から就 園までの間、保育士等により継続 的に支援を行いました。	子育て総合 支援センター
地域包括支援 センターの運 営	地域の高齢者の心身の健康保持・保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを運営します。	地域型地域包括支援センターと 連携・協働し、地域の高齢者に関 する保健・医療・福祉等各種相談 に対応し、支援を包括的に行う中 核機関として、地域包括支援セン ターを運営しました。	長寿健康課
相談事業(女性)(再掲)	男女共同参画の様々な問題の 相談に応じられる窓口を設置 し、関係機関と連携して迅速か つ適切な処理に努める等相談事 業の充実を図ります。	【相談日】 ・平成27年度から平成29年8月まで毎週月~土曜日 (8時30分~17時15分)毎週金曜日 (20時00分まで)・平成29年9月から毎週月~金曜日、第2・第4土曜日(8時30分~17時15分)第1・第3金曜日 (20時00分まで)【相談総件数】平成27年度 114件 (うちDV10件)平成28年度 207件 (うちDV23件)平成29年度 164件 (うちDV10件)平成30年度 146件 (うちDV22件)	市民協働課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
総合相談事業 (高齢者) (再掲)	高齢者の総合相談窓口として、 初期段階での相談対応及び継続 的・専門的な相談支援を行いま す。また、市民に分かりやすい相 談内容の具体的な提示等、地域包 括支援センターの周知に努めま す。	高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターが相談の入り口となり相談支援を行いました。 【総合相談延件数】 平成27年度 7,310件 平成28年度 9,188件 平成29年度 9,006件 平成30年度 9,909件	長寿健康課
相談支援事業 (障がい者) (再掲)	障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行います。	障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行いました。また、障がい者虐待について相談時の迅速な対応と地域自立支援協議会等を活用して虐待防止対策等に取組みました。 【相談件数】 平成30年度 延べ20,052件	地域福祉課
教育相談支援事業 (再掲)	スクールカウンセラーや指導員により、個別カウンセリング・集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めるとともに、各学校への訪問指導や保護者への教育相談指導を行い、集団への適応力を培います。	ハートフル・スクール (適応指導教室) にスクールカウンセラー、教育相談支援員、指導員を配置し、児童生徒に安心できる居場所づくり、学習や進路等の助言、自立への支援、再登校に向けて学校等との連携を行いました。	学校教育課
は一と・ほ っとダイヤ ル電話相談 事業 (再掲)	いじめの早期発見、早期対応、 未然防止を図るため、いじめ110 番相談員を配置し、また、いじめ 相談専用電話を設置するなど、児 童・生徒の悩みや不安を解消しま す。	ハートフル・スクール (適応指導教室) にいじめ等の相談専用電話「はーと・ほっとダイヤル」を設置し、スクールカウンセラー、教育相談支援員等の専門職員が対応し、児童・生徒の悩みや不安を解消を図りました。	学校教育課
ソーシャル ワーカー配 置事業 (再掲)	相談員を配置し、市内全小学校への巡回指導、問題を抱える児童に対する自立支援の充実を図ります。また、学校だけでは解決できない個々のケースについて、警察、ハートフルスクール等によるサポートチームを編成し、具体策について協議します。	スクールソーシャルワーカーを配置し、様々な環境的要因により学校生活に不適応を起こしている児童・生徒及び保護者との関わりを持ち、環境改善を行いました。市内小中学校18校を巡回訪問し、児童生徒の実態に即した重点的な指導及び改善計画をもって、各校の教育相談体制の構築・支援に努めました。	学校教育課

② 各支援機関と中核機関との機能的連携

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P.36~P.38)

(3)人と人とが支え合う

① 地域をつなぐ活動への支援

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業 (再掲)	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。	市社会福祉協議会に地域福祉活動支援事業を委託し、地域リーダーの養成や連携を支援しました。	地域福祉課
区長連合会補助金	地域住民が相互の連帯意識を深め、健康で快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため支援を行います。	区長連合会の各種活動に対して 補助を行いました。(総会、講演 会、市長と区長と語る会、先進地 視察等) 地域住民が相互の連携意識を深 め、健康で快適な生活環境の実現 と住みよい地域社会の発展を図る ため支援を行いました。	総務課

② 市民協働の促進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
市民協働・NPO等活動推進事業	NPO法人や市民活動団体等の活動の把握と情報提供及び支援育成を図ります。また、団体間における更なる連携の機会の提供を行います。 市民活動団体・事業者と行政がそれぞれの特長を活かことりが等な立場で事業に取組むことりが等ながあるが、行政と市民活動団体と対策なのありを図りを図ります。また、行政と前機化を図ります。	市民活動団体等の活性化を推進するための活動を推進しましまで、講座を開催しましました。 特別 動 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	市民協働課

③ 多分野の活動団体相互の交流促進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。	社会福祉協議会の「地域福祉活動推進事業」に対し委託料を支出し、地域リーダーの養成や連携を支援しました。 社会福祉協議会が中心となり、福祉ボランティアグループ間(17団体)の連絡調整等を行う連絡会の開催を行いました。 平成30年度 2回実施(延べ人数21人)	地域福祉課

(4)参加の促進

① 就労支援と社会参加の促進

事業名	事業概要	平成27~30年度の	担当課
地域活動支援センター事業(再掲)	障がい者に創作的活動や生産 活動の機会の提供を行う日中活 動の場を提供し、地域生活への 支援を行います。	取組状況・内容等 【利用件数】 平成30年度 延べ4, 285件	地域福祉課
社会参加促進事業 (再掲)	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、自動車改造助成事業、 手話奉仕員養成研修会等を行います。	障がい者スポーツ大会(原則として年1回。ただし、平成30年度は福井国体開催のため未開催)の開催、障がい者の自動車改造に対する助成、手話奉仕員養成講座の開講を行いました。	地域福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい 児者に対し、社会参加等のた め、移動支援のためのヘルパー を派遣します。	【利用件数】 平成30年度 延べ1,495件	地域福祉課
障がい福祉サ ービス (再掲)	障がい児者に対して、自宅や施設に入所して介護等の支援を受けたり、障がい児者の自立を目指し、施設への通所等による生活能力、職業能力向上のための訓練等の支援を行います。	【利用件数】 平成30年度 延べ13,924件	地域福祉課
障がい者福祉 バス運行	障がい者団体が実施する研修、行事の際に使用するバス借上げ料を助成します。団体から県外の運行を希望する声に伴い、運行内容の拡大を図ります。	【利用件数】 平成30年度 延べ11件	地域福祉課
重度身体障が い者等タクシ 一利用助成	重度障がい者に対し、タクシー(リフトタクシー含む)の基本料金を助成します。現在は精神障がい者保健福祉手帳所持者を対象としていませんが、県内には実施している市町が多く、今後の助成を検討していきます。	【利用件数】 平成30年度 延べ5,758件	地域福祉課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
高齢者外出支 援事業	高齢者が生きがいをもって活動的な生活環境を維持し、社会参加を図るためにバス・タクシー等の利用券を交付します。	バス・タクシー・温浴施設に使用可能な100円券を年間24枚交付しました。平成29年度より対象を、年度内に80歳以上に到達する在宅高齢者(障がい者タクシー利用者を除く)に変更しました。 【利用者数】 平成29年度 3,103人 平成30年度 2,919人	長寿健康課
農福連携サポート事業	「農業」と「福祉」が連携することにより、敦賀の伝統野菜や東浦みかん等の農作業における担い手不足の解消や農地の保全を行うとともに、障がい者における就労の場の拡大を図ることを目的に、障がい者就労支援施設等の福祉事業者との連携を構築します。	平成29年度から新規事業として 農業者と福祉事業者との連携により、人手不足の集落への支援のため農作業を実施しました。 【事業実績】 平成29年度: 作業回数8回 作業人数 延べ45名 (事業者数1) 平成30年度: 作業回数10回 作業人数 延べ53名 (事業者数2)	農林水産 振興課
シルバー人材 センターの支 援	高年齢者の就業機会の確保、 福祉・家事援助サービスについ ての技能講習及び研修会、育児 支援をするための技能講習・研 修等を実施する経費について補 助します。	高年齢者の知識技能を活かした 就業機会の確保を始めとするシル バー人材センターの運営に要する 経費(H27~30)及び就業先の一つ として、シルバー人材センターが 相生町に整備した惣菜店について 改修等に要した経費(H29)の一部 を支援しました。	商工貿易 振興課

② 仲間づくり・交流活動の推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
子育て支援事業(再掲)	子育でに対する不安について の特別でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	地域子子育大会 地域子子育 (基本) 地域子子育育 (基本) 表示 (基本	子育て総合支援センター
生涯学習推進 事業 (再掲)	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。	各種講座や大会を開催するとと もに、市民のニーズに合わせた見 直しを行い、自主学習教室の育成 と充実を図りました。	生涯学習課
老人クラブ育 成費	教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の活動を促進し、在宅高齢者の福祉増進を図るため、老人クラブに対して補助をします。	市老人クラブ連合会に補助金を 支出し、在宅高齢者の健康づく り、介護予防を目的とした大会や スポーツ推進、地域リーダー育成 等の活動を支援しました。	長寿健康課
生涯大学運営 事業 (再掲)	原則65歳以上の高齢者を対象 に、学習を通じ積極的に社会に 参加することにより、老後生活 の充実、向上を図ります。	「生きがい・仲間・健康づくりの推進」「積極的な地域活動への参加」をテーマに、2年間での学びを地域活動へとつなげることを目指し、平成29年度より、一般教養講座に加え3つの専門コース(歴史・介護予防・パソコン)を設置し、運営しました。学生負担金として、毎年度5,000円が必要です。 【入学者数】 平成29年度 34人 平成30年度 43人	長寿健康課
社会参加促進 事業 (再掲)	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、自動車改造助成事業、 手話奉仕員養成研修会等を行います。	障がい者スポーツ大会(原則と して年1回。ただし、平成30年度 は福井国体開催のため未開催)の 開催、障がい者の自動車改造に対 する助成、手話奉仕員養成講座の 開講を行いました。	地域福祉課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域教育コミュニティ推進事業(再掲)	学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。	「生きる力」の育成を基本とし、特色ある教育、特色の学校である教育、特色の学校が育なりない。とは、近、ないのなとないのななないのない。のは、ないのは、で、ないのは、で、ないのは、で、ないのは、で、ないのは、で、ないのは、で、ないのは、で、は、ないのは、で、は、ないのは、で、は、ないのは、で、は、ないのは、で、は、ないのは、で、は、ないのは、で、は、ないのは、で、は、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ない	学校教育課
障がい福祉サ ービス (再掲)	障がい児者に対して、自宅や施設に入所して介護等の支援を受けたり、障がい児者の自立を目指し、施設への通所等による生活能力、職業能力向上のための訓練等の支援を行います。	【利用件数】 平成30年度 延べ13,924件	地域福祉課

③ 福祉人材の確保・育成

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域教育イ推事業(再掲)	学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。	「生きる力」の育成を基本とし、 特色ある教育、特色ある学校づく家庭 を推進するため、の教なって教育力の を推進携し、一体と 連携した。 (1)地域コーケーンでは 「全学校17校」をする。 (1)地域コーケーンでは 「全学校17校」をする。 (1)地域コークーンでは 「全学校の人材、地域での がしたるが、と協力等を通しの かしたる。 (2)中学生の社会を 上た。 (2)中学をの社会を 上た。 (2)中学校17校1 の人たたる とでが、というでは でのした。 (2)中学をの社会を に全中学校2年生対象」 (3)小中連携合同事業 「全中連携合同事業 「全中連携合同 事業 「角鹿中学校区」 (5)学力向上推進事業	学校教育課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動 等支援事業 (再掲)	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティアを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダの育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心にボランティアセンターを中心にボランティア活動の啓発、人材育成、情報の提供等を実施し、あらゆる世代の参加促進を図りました。 【登録状況】 (平成31年3月31日時点)市ボランティアセンター登録者個人:956名団体:142団体災害ボランティア登録者個人:302名団体:140団体	地域福祉課

④ ボランティア活動の推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業(再掲)	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターでもとした、ボランティアを中心とした、ボランティ育・大村のでででは、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心にボランティアセンターを中心にボランティア活動の啓発、人材育成、情報の提供等を実施し、あらゆる世代の参加促進を図りました。 【登録状況】 (平成31年3月31日時点)市ボランティアセンター登録者個人:956名団体:142団体災害ボランティア登録者個人:302名団体:140団体	地域福祉課

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1)暮らしの安全と安心 「

① 地域安全活動の推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
交通安全対策事業	交通事故から市民を守るため、各種の交通安全対策や、 交通安全教育を実施し、交通 マナーの向上と交通安全意識 の啓発・高揚を図ります。	多発する交通事故の発生を減少させるため、交通安全教室の開催、交通安全意識の啓発等を実施しました。 【交通安全教室】 平成27年度 98回 (4,932人参加) 平成28年度 89回 (3,899人参加) 平成29年度 62回 (3,639人参加) 平成29年度 107回 (3,735人参加) 【交通指導員街頭指導】 平成27年度 延べ10,979回出動平成27年度 延べ 9,758回出動平成29年度 延べ 9,856回出動平成29年度 延べ 8,508回出動平成30年度 延べ 8,508回出動	生活安全課
防犯対策費	「敦賀市安全で安心なまちづくり条例」(平成14年11月施行)に基づき、地域の安全対策を推進します。	総合的な地域安全対策を推進する ため、安全で安心なまちづくり会議 を開催しました。 平成27年度 2回 平成28年度 2回 平成29年度 2回 平成30年度 2回	生活安全課
消費生活センター運営費	消費者の自立を目的として、消費者の教育啓発・保護・活動推進等を行い消費者 行政の推進を図ります。	自立する消費者の育成を目指し、 相談窓口の設置と教育啓発活動等を 行った。 【消費生活相談窓口の設置】 平成27年度 相談件数455件 平成28年度 相談件数496件 平成29年度 相談件数548件 平成30年度 相談件数487件 【地区等学習会の開催】 平成27年度 17回 769人参加 平成28年度 22回 957人参加 平成29年度 3回 220人参加 平成30年度 7回 347人参加	生活安全課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
青少年補導活 動	次代の担い手である少年たちに、「愛のひと声」を積み重ね、青少年の健全育成と非行防止に努めます。	補導員が2人1組で、1回2時間、ショッピングセンター、ゲームセンター、書店、コンビニエンスストア、公園等を巡視しました。 【年間補導回数(延べ)】 平成27年度 806回 平成28年度 673回 平成29年度 587回 平成20年度 598回 【愛のひと声の状況】 平成27年度 1,398件 平成28年度 975件 平成28年度 975件 平成29年度 1,461件 平成30年度 969件	少年愛護センター
青少年健全育 成推進	青少年健全育成の推進を図 り、親子のふれあいや社会環 境浄化活動を活性化するた め、青少年健全育成敦賀市民 会議及び敦賀市子ども会育成 連合会と協力しあって事業を 行います。	青少年健全育成敦賀市民会議との 共催により、親子のフェスティバル や、青少年育成敦賀市民大会等の青 少年育成行事の開催を実施しまし た。 青少年を取り巻く社会環境調査の 実施を行いました。(年1回) 敦賀市子ども会育成連合会に補助 金を交付し、事業の運営の支援を行 いました。	少年愛護 センター

② 移動手段(アクセシビリティ)の確保・充実

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
移動支援事業 (再掲)	屋外での移動が困難な障が い児者に対し、社会参加等の ため、移動支援のためのヘル パーを派遣します。	【利用件数】 平成30年度 延べ1,495件	地域福祉課
障がい者福祉 バス運行 (再掲)	障がい者団体が実施する研修、行事の際に使用するバス借上げ料を助成します。団体から県外の運行を希望する声に伴い、運行内容の拡大を図ります。	【利用件数】 平成30年度 延べ11件	地域福祉課
重度身体障が い者等タクシ 一利用助成 (再掲)	重度障がい者に対し、タクシー(リフトタクシー含む)の基本料金を助成します。現在は精神障がい者保健福祉手帳所持者を対象としていませんが、県内には実施している市町が多く、今後の助成を検討していきます。	【利用件数】 平成30年度 延べ5,758件	地域福祉課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
高齢者外出支 援事業 (再掲)	高齢者が生きがいをもって 活動的な生活環境を維持し、 社会参加を図るためにバス・ タクシー等の利用券を交付し ます。	バス・タクシー・温浴施設に使用 可能な100円券を年間24枚交付しま した。平成29年度より対象を、年度 内に80歳以上に到達する在宅高齢者 (障がい者タクシー利用者を除く) に変更しました。 【利用者数】 平成29年度 3,103人 平成30年度 2,919人	長寿健康課
運転免許自主 返納支援事業 費	近年増加する高齢者による 自動車事故を減少させるた め、運転免許を自主返納した 高齢者に対して、バス及びタ クシー利用券を支給します。	満65歳以上の運転免許自主返納者 に対して、バス及びタクシー利用券 一律20,000円相当分(有効期限2年間)を支給しました。 (平成27年度まではバス乗車利用券 月10枚、5年間) 【申請者数】 平成27年度 99人 平成28年度 182人 平成29年度 201人 平成30年度 210人	生活安全課

③ 災害時の避難支援対策の推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動 等支援事業 (再掲)	災害対策基本法の改正に伴 う、避難行動要支援者避難支 援制度の周知、登録作業等を 行い、地域での避難支援体制 の推進を図ります。	避難行動要支援者台帳の登録について、年2回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員等の避難支援等関係者と情報共有を図りました。 【登録者数:1,151人】 (平成31年4月1日時点)	地域福祉課
地域福祉活動等支援事業	ボランティア推進事業として、市ボランティア推進事業として、市ボランティアセンティアを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心にボランティアセンターを中心にボランティア活動の啓発、人材育成、情報の提供等を実施し、あらゆる世代の参加促進を図りました。 【登録状況(平成31年3月31日時点)】 市ボランティアセンター登録者 個人:956名 団体:142団体 災害ボランティア登録者 個人:302名 団体:140団体	地域福祉課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
防災用品等整備事業	避難施設用資機材について、不足しているのを検討し購入します。 地域防災計画の備蓄ものやもます。 地域防災を検討し、不足を検討し、備蓄しまです。	全国的な災害の教訓や各年検討に、	危機管理 对策課

④ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
人にやさしい 道づくり事業	高齢者や障がい者等を含む 全ての市民が、快適で、安全 に通行できるよう、車両と歩 道の段差解消工事を進めま す。	市道中央沓見線,市道松原呉羽線、市道三島港線において、歩道バリアフリー化及び歩車道のエリアの明確化のため、道路拡幅、道路改良等の整備を行った。市道三島港線においては、現在も事業継続中。	道路河川課
重度身体障が い者住宅改造 補助金	重度身体障がい者が、日常 生活での障がいを取り除くた めに自宅の改修を行った場合 に、改装費用の一部を補助し ます。	手すりの設置や床材の変更、スロープの設置等に関する改修費の一部を助成しました。 【利用件数】 平成30年度 3件	地域福祉課
住環境整備事業費補助金	在宅で生活する要介護高齢 者等が行う介護保険給付対象 外の住宅改修に対して助成す ることにより、高齢者の在宅 生活の維持向上を図ります。	要介護3以上又は車いすを使用する要介護1以上と認定された在宅高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、改修費用の一部を助成し在宅支援を行いました。 【助成件数】 平成27年度 4件 平成28年度 2件 平成29・30年度相談のみ	長寿健康課

(2)健康と暮らしを支える取組の推進

① 健康づくりの推進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
健康づくり推進事業	市民が生涯無理なく継続できる「自分に合った健康づくり」を実践できるようララス 1 』運動を向上とは、市民の健康で動の実現を図ります。 食を図るため、育成を通じて、市民の健康増進を図るため、育成を行い、数は、登りの養成と育成を行い、数は、登りの表して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	市民全体の健康づくりを推進することで健康寿命の底上げを図る取組で、『生活に1つ加える健康習慣!イキイキ健活プラス1』運動を展開しています。市民の健康意識の向上と自発的な健康行動の実現に向けての支援を行いました。 ①啓発活動の展開 ②市民の健康実践行動に向けた食生活や運動等の講座の開催 ③食生活改善推進員の活動支援	健康推進課
がん検診	働き盛り世代のがん検診の 推進を図ります。	がんの早期発見及び早期治療を促すため、各種がん検診を実施し、市民の健康管理及び健康増進に努めました。 【実績】平成30年度 ・受診率:胃がん(14.6%) 肺がん(21.7%) 大腸がん(22.7%) 子宮頸がん(35.2%) 乳がん(23.8%)	健康推進課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
特定健康診査 事業	未受診者を掘り起こし、重 症化予防を徹底します。	40歳以上の敦賀市国民健康保険被 保険者を対象とした生活習慣病予防 健診及び保健指導を実施し、重症化 予防に努めました。 【実績】平成30年度 特定健康診査受診率 27.6% 特定保健指導実施率 25.4%	健康推進課
後期高齢者保健事業	生活習慣病予防、介護状態の予防のため健診を推奨します。	後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見及び重症化予防を目的として、健康診査等を実施しました。 【実績】 平成30年度後期高齢者健康 診査受診率(20.9%) 人間ドックの費用助成 30人	健康推進課
歯の健康推進	歯周疾患予防や口腔機能の 維持向上を推進します。	一生を通じて自分の歯で食べる楽しみを持ち続け健康の保持増進を図ることを目的に、適切な歯みがき習慣の確立、むし歯や歯周病予防対策、口腔機能の向上等年齢に応じた事業を実施し、歯や口の健康に対する知識の普及と啓発及び早期治療の支援を行いました。	健康推進課
妊婦健康診査	国の示す「望ましい妊婦健診の基準」に沿った内容の妊婦健診を実施し、妊娠中の異常の早期発見を図ります。また、医療機関との連携強化に努めます。	妊娠中に必要とされる健診費用の助成を行い、母子ともに健全な状態で妊娠期を過ごし、無事出産を迎えることができるよう支援しました。【助成内容】・健康診査14回分・血液検査等、・子宮頸がん検診各1回・妊婦一人当たり助成額約10万円	健康推進課
健康教育等指導事業	生活習慣病予防や介護予防の重要性を理解し、行動に移せる方を増やします。 関係機関との連絡体制の強化を図ります。	健康教育、健康相談、訪問指導を通じて生活習慣病等の予防や健康づくりに対する市民の意識向上を図り、市民の健康管理能力の育成に努めました。また、ストレスやうつ病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、こころの悩みを抱える方に対して、個別相談を実施し、心身の健康の保持増進や自殺予防に努めました。	健康推進課
健康診査等事業	定期的に健康診査を受ける ことで、自覚症状がないまま 進行する生活習慣病の兆しに 気付き、自分の生活習慣病を 改善する機会を提供します。 また、骨粗しょう症予防に対 する取組の充実、肝炎ウイル ス健診の受診機会の拡大に取 組みます。	39歳以下の市民等を対象とした生活習慣病予防健診(フレッシュ健診)や肝炎ウイルス検診を実施し、病気の重症化予防に努めました。	健康推進課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
すこやか育児 サポート事業	「安心して生み育てる環境 づくり」を基本とし、各種セミナー・相談等、量・質ともにきめ細やかな母子保健事業 を実施します。	子どもたちが健やかに育つための 環境づくりの充実を図るため、専門 職が、訪問・相談・セミナー等を通 して、関係機関と連携をとりながら 総合的な支援を行いました。	健康推進課
未熟児養育医療給付事業	安心して必要な医療が受けられるよう支援します。	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、医療費の給付を行い、安心して必要な医療が受けられるよう支援しました。 【実績】平成30年度給付実人数19人(給付延べ日数1,010日)	健康推進課
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児に対する発育 状況、栄養の良否、疾病障が いの有無、歯科検診等の相 談・指導を行います。未受診 者把握の徹底や、フォロー体 制の確立に努めます。	1歳6か月児を対象に健康診査を 実施し、疾病や障がいを早期に発見 し、治療や療育につなげるととも に、保護者のストレスや育児不安に 対して必要な支援を行いました。未 受診者に対して、電話や訪問等、必 要な勧奨を行い、受診につなげまし た。 【実績】平成30年度 受診者数 543人 受診率 98.7%	健康推進課
3歳児健康診査	3歳児を対象とした問診、 身体計測、診察、歯科検診、 発達検査、視覚・聴覚検査等 を行います。未受診者把握の 徹底や、フォロー体制の確立 に努めます。	3歳児を対象に健康診査を実施 し、疾病や障がいを早期に発見し、 治療や療育につなげるとともに、保 護者のストレスや育児不安に対して 必要な支援を行いました。未受診者 に対して、電話や訪問等、必要な勧 奨を行い、受診につなげました。 【実績】平成30年度 受診者数 528人 受診率 97.8%	健康推進課
乳児健康診査	乳児を対象に、1か月児・4か月児・9〜10か月児の3回に分けて健康診査を実施し、その結果に基づき、保健指導等を実施します。また、医療機関との連携強化に努めます。	乳児を対象に指定医療機関で健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び健康の保持増進を図りました。支援が必要なケースについて医療機関との連携も図ることができました。 【対象月齢】 1か月児・4か月児・9~10か月児 【実績】 平成30年度受診者数(受診率) 1か月児健診 444人(95.5%) 4か月児健診 479人(98.8%) 9~10か月児健診 515人(96.6%)	健康推進課

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
妊娠出産包括 支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築のため、子育て世代包括支援センターの機能の充実を図りながら、母子健康手帳の交付の場面から丁寧な支援を行います。	妊娠期からの切れ目ない支援体制構築のため、平成29年4月に子育て世代包括支援センターを開設し、センター機能の充実を図りながら、母子健康手帳交付の場面から丁寧なかかわりができるよう支援体制を整えました。 【実績】平成30年度 ・産後ケア事業 10人 (延べ日数42日) ・助産師委託による新生児訪問 282件	健康推進課

② 利用者の視点に立ったサービス提供の促進

事業名	事業概要	平成27~30年度の 取組状況・内容等	担当課
介護相談員派 遣事業	介護相談員を配置し、介護 保険施設や在宅サービス事業 所へ訪問し、利用者の意見や 相談等を事業所へ返し、サー ビス事業所の質の向上を図り ます。	介護相談員を配置し、介護保険施設や在宅サービス事業所を訪問し、利用者の相談対応や利用者の声を事業所へ報告し、事業所の提供するサービスの質の向上を図りました。	長寿健康課
介護費用適正 化事業	介護費用の適正化のために 国が示す主要5事業①要介護 認定の適正化、②ケアプラン の点検、③住宅改修等の点 検、④縦覧点検・医療情報と の突合、⑤介護給付費通知を 中心に取組み、介護支援専門 員の質の向上、介護費用の適 正化を図ります。	介護支援専門員等を対象に適正な 給付のための指導や研修会を行いま した。また、介護サービス利用者に 対し、介護給付費通知を年2回発送 した他、住宅改修等の点検を行い、 介護費用の適正化を図りました。	長寿健康課

2 敦賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域に内在するさまざまな生活課題、社会福祉資源等について総合的な観点から検討し、幅広い市民の参加と主体的な地域福祉の推進のための方策として敦賀市地域福祉計画(以下「計画」という。)をまとめるため、敦賀市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) アンケート結果及び地域福祉課題の検討
- (2) 基本目標及び体系の検討
- (3)計画素案の検討
- (4) 計画全体の調整
- (5) その他計画策定に必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募による市民の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。ただし、計画の策定 が完了した場合には、その日をもって任期満了とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

3 敦賀市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	区分	所属	役職
0	3ネシマ マナブ 米島 學	学識経験者	敦賀市医師会	敦賀市病院 事業管理者
0	ナガィ ユウコ 永井 裕子		福井県立大学	助教
	^{フジ タ} カズノリ 藤田 和範		二州健康福祉センター	所長
	オオノ トミオ 大野 富夫		敦賀市社会福祉協議会	会長
	ナカムラ ケン ノ ネケ 中村 健之輔	各種団体が推薦する者	敦賀市区長連合会	会長
-	97 g 975 竹田 武		敦賀市民生委員児童委員 協議会連合会	代表
	オオツカ ケンジ 大塚 憲次		敦賀市主任児童委員	代表
	タカギ ミッオ 髙木 光夫		敦賀市老人クラブ連合会	副会長
	ハシモト テルオ 橋本 輝男		敦賀市身体障害者 福祉連合会	会長
	ョコイ サ ョ コ 横井 小夜子		敦賀市介護サービス 事業者連絡協議会	会長
	ミャザキー シンゴ 宮崎 信伍	公募による市民の代表		
	室敬士			
	がた。 たて ライ みん 枝谷 桂子	市職員	敦賀市福祉保健部	政策幹

※ ◎ : 委員長※ ○ : 副委員長

敦賀市地域福祉計画策定委員会の開催経過

開催日	検討内容
令和元年7月30日	第1回敦賀市地域福祉計画策定委員会 ①委嘱状の交付 ②委員長、副委員長の互選について ③地域福祉計画の概要について ④アンケート調査の説明について
令和元年 10 月 25 日	第2回敦賀市地域福祉計画策定委員会 ①地域福祉計画アンケート調査の報告について (重点項目のみ) ②現状の課題と方向性について
令和元年 11 月 20 日	第3回敦賀市地域福祉計画策定委員会 ①追加アンケート調査結果について ②骨子案の検討について
令和2年1月20日	第4回敦賀市地域福祉計画策定委員会 ①骨子案(修正)について ②素案の検討について ③パブリックコメントについて
令和2年2月18日	第5回敦賀市地域福祉計画策定委員会 ①パブリックコメント実施結果について ②第4期敦賀市地域福祉計画(案)について ③市長報告について

5 用語解説

【あ行】

NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人(NPO法人)という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

【か行】

共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え 手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活 力ある社会。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%以上14%未満の社会を高齢化社会、14%以上21%未満の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップの子育て支援拠点。

【さ行】

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を 支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボラン ティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受入れ・情報提供等関係団体との連 絡調整活動を行っている。

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、 理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

【た行】

第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、 芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそ のような住民の集団を指す。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉 推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策 定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進 めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。親しい間柄の異性(配偶者・恋人・事実婚を含む)から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい(物忘れなど)、精神症状・行動障がい(幻覚、妄想、徘徊など)、神経症状(パーキンソン様症状など)などがみられる。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がい者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁 (バリア) を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(厚生労働省、平成22年5月19日公表)で定義される「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出は除く)を指す現象概念」。

福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を 図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア 情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の 場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

ふれあい、支え合い、共にいきるぬくもりのあるまちつるが 福祉つるが ぬくもりプラン 【第4期敦賀市地域福祉計画】

> 令和2年3月 発行 福井県敦賀市 福祉保健部 地域福祉課 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 TELO770-22-8118 FAX 0770-22-8163